

平成 27 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 請願第 2 号・場外船券発売所誘致について 1
 - 1. 請願第 4 号・集团的自衛権行使を具体化する安全保障
 関連法案に反対する意見書の提出方について 1 4
 - 1. 所管事務調査 1 4
-

平成 27 年 11 月 16 日（月曜日）

総務委員会会議録

平成27年11月16日 月曜日

午後1時01分開議

午後3時52分開議（実時間161分）

○本日の会議に付した案件

1. 請願第2号・場外船券発売所誘致について
1. 請願第4号・集团的自衛権行使を具体化する安全保障関連法案に反対する意見書の提出方について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
（八代市版（まち・ひと・しごと）総合戦略について）
（社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について）
（新庁舎建設の進捗状況について）
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長	堀口	晃君
副委員長	堀	徹男君
委員	亀田	英雄君
委員	鈴木田	幸一君
委員	中村	和美君
委員	成松	由紀夫君
委員	西濱	和博君
委員	前川	祥子君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

企画振興部長 福永知規君

企画政策課長
（政策審議監担当兼務） 宮川武晴君

企画政策課副主幹兼
行政改革係長
（政策審議監担当兼務） 山本浩司君

市民環境部

理事兼市民課長 松本貞喜君
市民課主幹兼
課長補佐 福本桂三君

財務部長 岩本博文君
財政課長 佐藤圭太君
財政課主幹
（新庁舎建設担当） 谷脇信博君

○記録担当書記

小川孝浩君

（午後1時01分 開会）

○委員長（堀口 晃君） 定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は、さきの9月定例会において継続審査となっておりました、請願第2号・場外船券発売所誘致について、及び請願第4号・集团的自衛権行使を具体化する安全保障関連法案に反対する意見書の提出方についての請願2件を審査した後、当委員会の所管事務調査に関連して3件、報告を受ける予定としております。

◎請願第2号・場外船券発売所誘致について

○委員長（堀口 晃君） それでは、継続審査となっておりました、請願第2号・場外船券発売所誘致についてを議題といたします。

要旨は、お手元にお配りしてあります文書表のとおりでございます。

本件について、何か質疑、御意見はございませんでしょうか。

○委員（中村和美君） いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） はい。もう要望です、要望。場外船券、これはもう前回から、もう1

年半ばかり前から話は進んでないですので、もうちょっと早う進むように。委員長、よろしく願いしておきたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） なるほど。はい。

ほか、ございませんか。

○委員（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 前委員会の中の議論もですね、聞いてはいるんですけども、オラレ方式っていうのが、私の認識だと公設公営というイメージが強いんですね。

○委員長（堀口 晃君） そうですね。

○委員（成松由紀夫君） で、公設民営にしても、やはり公設公営の部分でいくと、これなかなか行政的には難しいのかなというのがあるんで、例えばポートピアとかミニポートピアで民設民営の流れでですね、何ちゅうかな、民意が物すごく高まって、地元誘致の機運が高まった中で云々ということになると、それはそれとしていいと思うんですが、このオラレという部分をしっかり認識した中で進めていけないといけないというのと、今中村議員がおっしゃったように、進んでない部分はここが一番引っかかってるんじゃないかなというふうに思うもんですから。

○委員長（堀口 晃君） うん、なるほど。

○委員（成松由紀夫君） この請願自体を出し直して、またその民設民営的な考えで話が出てくればいいと思うんですけども、このオラレの可能性について、もし執行部がいらっしゃればどういう状況かと、可能性だけはきょう聞いておってもいいのかなと。

○委員長（堀口 晃君） あっ、なるほど。

○委員（成松由紀夫君） 次の審議のときに参考になるかなとは思うんですよ。

○委員長（堀口 晃君） そうですね、はい、わかりました。

このオラレ方式についてですね、説明につい

ては企画振興部のほうで今待機しておりますので、一応呼びたいと思います。いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、呼んで説明を受けたいと思います。

（「委員長、小会はよかですか」と呼ぶ者あり）

（執行部 入室）

○委員長（堀口 晃君） そのまんま。（「失礼します」「失礼いたします」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。何か配付資料がありますか。

（資料配付）

○委員長（堀口 晃君） ただいま委員のほうからオラレ方式の認識がどうなのかということ、この辺のところが聞きたいということでございましたので、企画振興部のほうで説明をいただきたいと思います。

○企画振興部長（福永知規君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、福永企画振興部長。

○企画振興部長（福永知規君） はい、企画振興部、福永でございます。

オラレ方式について、我々が現在までのところ把握し得た事実について、御報告をさせていただきますと思います。

詳細のほうは資料に基づいて宮川課長のほうにいたさせます。よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） 皆様こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）企画政策課、宮川でございます。

それでは、説明のほうをさせていただきますが、着座にて説明をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは、今お手元にですね、5枚物の資料

をちょっと配付させていただきましたので、これをもとにですね、オラレについて少し説明をさせていただきたいと思います。ちょっと、資料番号等が振ってなくて大変申しわけございませんが、少し口頭での説明を交えながらということになります、よろしくお願いいたします。

まず、A4のを横に見ていただきまして、オラレということで書いております。これは出典元の記載がございませんが、ボートレース振興会のホームページから抜粋したものでございまして、現在はちょっとホームページ、これをそのままちょっとアクセスできないような状況になっておりますので、ちょっと古い資料にはなるかと思いますが、基本的な考え方はこれで変わりないだろうということで、済みません、資料として提出をさせていただきます。

6項目から、よくある質問ということで、FAQですかね、から抜いたものでございますので、御承知おきいただきたいと思います。

オラレの誘致を検討したいのだが、誰でもできるのか。初めに何をすればいいのか。地元調整とはどういう活動なのか。設置に当たっての許認可、費用負担、建設費はどういう形で支払われるかというようなことのお尋ねがありまして、それぞれ項目ごとにですね、回答がございました。

誰でも設置できますかというところについて、少し読まさせていただきますと、オラレの設置は自治体ということが主体となって手続を進めることになると。商店街や非営利団体等が誘致をされる場合でも、あくまでもオラレの設置手続は設置自治体が窓口になりますよということが記載がございます。

で、何から始めればいいのかということになりますけれども、詳しくは相談くださいというふうになっておりますが、計画を始めるに当たっては、あらかじめ留意していただくこととし

て、地元との調整活動をしてもらいますよということが記載がございます。

では、その地元との調整とは、具体的にどういうことなのかということでございますが、船券売り場を設置するに当たっては、国交省の指導により地元調整を行う必要があると、具体的にはということで、済みません、1ページおめくりいただきますと、3つのことを意味しますということで、3つ記載がございます。

オラレを設置しようとする町内会の同意が要りますねと。2点目に首長の同意が要ります。3点目には、議会が反対していないことということが地元調整の主な活動内容ということになります。

次に、設置に当たっての許認可が必要ですかということですが、国交大臣の確認が必要になるということで書いてございます。

それと、設置費用はどかが負担しますかということになってますが、これは1億円を限度として全額ということになっておりますので、1億円が上限だということで御理解をいただければと思います。

設置費用はどのような形で支払われますかということで、これは実際の支払いのですね、フローが記載してございますので、また後ほど御一読いただければと思います。

1ページおめくりいただきまして、これも済みません、出典元が書いてなくて恐縮でございます。これは国土交通省九州運輸局のニュースリリースの資料でございます。

管内モーターボートと書いてありますのは、九州運輸局内の管内ということで御理解いただければと思います。

これはミニボートピア、ボートピアというですね、それぞれの販売形態が違いますので、それぞれの設置状況が記載がしてございます。ちなみにボートピアと申しますのは、窓口16窓以上の大型船券売り場、ミニボートピアと申し

ますのは15窓口以下の小型のところということで御理解をいただければと思います。オラレといいますのは、5窓程度の小規模な船券売り場ということで御理解をいただければと思います。

で、右側の場外発売場と書いてありますとおり、芦屋がですね、下から2番目、オラレ日南ということで23年に開設してございます。唐津が下から2段目、オラレ呼子ということで18年に開設してございます。大村が中ほどですね、オラレ島原、それからオラレ志布志ということで、2カ所を持っているということになってございます。

1ページおめくりいただきますと、それが位置図で示されたものになっております。それぞれ、ボートピア、ミニボートピア、オラレが記載されています。BRと書いていますのがボートレース場ですね。BPがボートピア、MBPがミニボートピアということで地図上にプロットしてあるということで御理解いただきます。

と、1ページおめくりいただきますと、これがですね、オラレのこれは日南で設置されたときの設置手順という資料が手に入りましたので、配付をさせていただきました。

基礎調査から始まりまして、計画の策定、地元との調整、行政協定、ちなみに日南さんはですね、芦屋の船券場となっております。

で、施行者と管轄警察署の協議と、あとそれに基づく都市計画法関連のですね、申請が終わりまして、大臣への許可申請ということになってございます。

ここで、右肩のですね、少しグレーになっておりますところを読まさせていただきますけども、計画と書いてございます。規模や活用方法は、地域の方が決定します。オラレは、新たに施設を建設するものではないと、空き店舗や公共スペースを想定していますと。で、施設の選定やスペースの活用方法については、行政区並

びに地域の住民の皆様で決めてくださいとなっております。

設置でございますが、地元自治体や住民の皆様には負担はかかりませんと、ただし建設費用は、このころはですね、平成20年での資料でございまして、このころは1.5億円ということになっております。それよりも少し新しいほうでは1.1億円となっておりますので、この辺ちょっと今現在どうなってるか、済みません、まだ精査ができておりませんので申しわけございません。当時は1.5億円だったというところでございます。範囲内で施設整備の提供を行うということになっております。

経営につきまして、経営は競艇の施行者が地元自治体と協力して行うということになってございます。

それから、収益ということで、オラレ売り上げの一部が地元に還元されるということで、日南市さんにつきましては、売り上げのうちの2%が地元の協力金として自治体に入っております。

以上、述べたとおりでございます。資料につきましては、以上述べたとおりでございます。説明は以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、ありがとうございました。

今、御説明いただいた部分でございますが、何か御質問ございますか。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） あっさり言うて、可能性としてこれ、自治体としてできるんですかね、八代は。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川 武晴君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川

武晴君) はい。可能性というお尋ねでございますが、先行事例を申し上げますと、まずオラレ日南におきましては、商店街の一部の店舗を行政が借り上げて、それをボートレースの主催者に貸している。と、オラレ志布志におきましては、ショッピングセンターの一部の窓口を行政が借りて、それを施行者に運営をさせている。と、オラレ島原につきましては、もともとここはフェリー乗り場の行政の施設の一部を提供しているということで、先ほど説明、——オラレ呼子はちょっと済みません、状態が把握できておりません。で、先ほども申し上げましたとおり、施設としてはですね、既存の活用化というようなところが前提になってますということで、費用負担も1億か1億5000万かちょっと不明でございますが、そういったところでの上限として施設整備をしますよという説明になっているのかなと考えておきまして、その是非についてまだ言及すべき段階ではないのかなとは思っています。一応事実関係だけ述べさせていただきます。

○委員(成松由紀夫君) はい。

○委員長(堀口 晃君) はい、成松委員。

○委員(成松由紀夫君) なかなかですね、あるんでしょうけど、この確認ちょっとしておきたいのは、オラレちゅうのは新たに施設を建設するものではないというのが大前提で、この請願第2号の日奈久地域の部分についてもそうであるんだろうなとは思いますが、例えば私の可能性の考え方からすると、例えばですね、本町商店街の空きスペースが今ありますね、そういったところとか、地方のいろんな商店街さんのシャッター通りの部分のそういった空きスペースを利活用するような考えでの誘致であったり、その商店街さんがぜひ来てくれというような流れであると、このオラレというのはもう理解できる場所ではあるんですけども、日奈久地域のこの件ですね、請願第2号の件について

は、そういった空きスペースを活用するような話ではないように聞いているところもありますので、このオラレの大前提、空きスペースを利活用するようなですね、公共施設をスペースとして想定していますということからすると、かなりほど遠いのかなというような認識もあるんで、まあそこら付近も含めてですね、今説明いただいたので、しっかりまた精査して、12月議会でいろいろと判断させていただこうと思います。

以上です。

○委員(中村和美君) いいですか。

○委員長(堀口 晃君) はい、中村委員。

○委員(中村和美君) いいですか。今、成松委員が言われたとおりじゃあるかもしれませんが、自分は日奈久の、地元は地元としての日奈久活性化のための一つという計画でこれ、しておりますし、きょう結論を出すわけじゃなけれど、俺もそれ以上は言いませんけど。

○委員長(堀口 晃君) はい、そうですね。

○委員(中村和美君) まずはですね、これはとにかく、大村競艇のほうからですね、ぜひ呼んで、そういう詳しい話をしてくれないか、それを議会として了解していただけないかという話ですので。それはわかっと思っていただきたいと。

それで、商店街を使うとか日奈久のどこを使うとか、そういう問題じゃなく、そういうのは大村ボートさんがどう計画しておるか。しかし今のは、何も大村ボートからの意見なんかとかやり方が全然わかりませんので、地元の人に説明会をまずさせてくださいというお願いですので、それだけです。

○委員長(堀口 晃君) はい。ほか、ございませんか。

○委員(前川祥子君) はい。

○委員長(堀口 晃君) はい、前川委員。

○委員(前川祥子君) はい。先ほど公設公営

とか民設民営という話がありましたけど、今お話、説明を聞いた中でですね、この設置に関しては設置費用の負担はかかりません。経営においては地元自治体の協力のもとに行いますと。要するに、設置に対しての費用はかからないというふうに考えていいと。

それと、協力といいましたら、経営においての協力ってどの程度のものを見なすというふうにしたらよろしいでしょうか。

○委員長（堀口 晃君） お答えできますか。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。ズバリというお答え、ちょっと持っていないところが正直なところなんですけど、ちょっとそこまで調査が進んでおりません、申しわけありません。ただ、いずれにしましても、運営費というのでいきますと、管理費というのが当然かかってまいりますので、そういったところの役割分担が出てくるのではないかなとは思いますが、済みません、ちょっと明確なところは今持ち合わせておりません、済みません。

○委員長（堀口 晃君） はい、わかりました。よろしいですか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） それで、経営というところで、もう少し詳しくわかりましたら、次回議会の委員会のときでもわかりましたら教えてください、と思います、はい。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ありませんか。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。本日の御説明とはちょっと別の視点でお尋ねになるんですが、事務的なこととしてお聞きいただきたいんですが、請願という形で私たち審議をしていますが、請願といえども、このことは置いてなんですけれども、先ほどオラレのフローをちょっと拝見させていただく中で、首長の同意それから市議会の反対がないことというような手続が示されてるわけなんですけど、例えば議会が反対していないことというのは、議会で執行部から提案されて議決をすると、そういうことを指してるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。ここもですね、実際、どのタイミングで正式な議会の反対がないのかというところがですね、私どもまだのみ込めてないところがありまして、実際その準備の段階からですね、あらかじめ議会の御承認が要するのか、今西濱委員御指摘のとおり、正式に執行部からこの設置について何がしかの審議をいただく際にですね、改めてこの確認がとれるのかは、ちょっと済みません、まだ手続がですね、確定的なものがございませんので、これも済みません、あわせて調査をさせていただきたいと思えます。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。請願の取り扱いと、実務的なですね、実際どういうことになるかというのは、私たちも従前知り得ていたほうがいいのかと思いますので、今後いろいろ情報交換させていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、ありがとうございました。

ほか、ありませんか。

○委員（成松由紀夫君） 1個確認です。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） この請願は、あくまでオラレ方式での請願であるという。

○委員長（堀口 晃君） そうですね。

○委員（成松由紀夫君） こっちの資料でも出てたように、ボートピア、ミニボートピア、この民設民営のですね、考え方もあわせて、次回また情報としていただければなというふうに思います。

日奈久も、あんまりオラレにこだわらなくてもボートピア、ミニボートピアでまた検討されても、そのほうが逆に早いんじゃないかなというふうに思うので、そこら辺の情報もまた教えていただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

○委員長（堀口 晃君） 要望ですね。はい、わかりました。

○委員（中村和美君） いいかい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） 今んとは、成松委員が言ったとおりですね、我々も素人ですからわかりませんし。で、本当に言われたとおり、地元自治体にですね、迷惑かけることは多分日奈久の人たちも考えていないんで。

とにかく目的としては日奈久の活性化のために何か手伝いできぬかというのが発祥でございますので、今成松委員が言われたボートピアとか何か、私もそういうのは素人でわかりませんけん、そういうのを検討するためにもひとつ12月までに大村のほうと話をして、はっきりこうですと、向こうの方針はこうですっていうのをですね、ぜひ、いや、どうかわかりませんじゃなくて、勉強をして、そして我々に報告して

もらいたいというふうに思います。

○委員長（堀口 晃君） 中村委員、今の分については執行部がそれを調べて、この議会に報告するという、こういう。

○委員（中村和美君） いや、だから。いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） 執行部が今のことでまだ進んでない、執行部も進んでないわけですね、大村と。と、我々がこうやって協議重ねても、執行部が向こうと重ねてなければ何もならぬ、もう堂々めぐりだから、今度12月にこれをやるわけでしょうが。

○委員長（堀口 晃君） 12月に、はい。

○委員（中村和美君） うん、やるんだったら、もうそれまでにはっきりと執行部が、オラレがいいのか、これはオラレだけん、じゃだめですよと、じゃあボートピア等は今どうでしょうかっていう方法とか、そういうのを勉強してもらいたいということですね。

○委員長（堀口 晃君） 勉強してもらいたい。

○委員（成松由紀夫君） 委員長、ちょっといいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 執行部からすると、なかなか接触はこの件はできないと思うんですよ。まだ何も決まっていないという状況があるので、そこも理解しますし、ただ地元は今中村先生が言われたように、活性化のために何らかの部分での一つの方法としてこれが出てきているというふうに理解してるので、進んでる進んでないというのは多分これからの部分で、これは請願をよしとするかどうかという話の部分の一つの材料としては、委員会で例えば大村ボートさんに視察をするとかですね、管外視察とか、そういったことがまずは必要になってくるのかなと。

そうしないと多分、執行部がいきなり大村ボートさんにぼんてそういう話をしにいくと、その何ちゅうかな、一つ意思表示とかアクションで誤解を招いたりする場合があるから、多分動けないというふうに推察するんですよ。

ですので、逆に議会の委員会で大村ボートさんを視察して、この請願が出てる中で委員会として接触ちゅうか視察ですね、視察して検討するとか、そっちが先じゃないかな。そうしないと、執行部が先に動いてしまうと、変に誤解を与えかねないんじゃないかなというふうに思いますが、いかがですか、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい。私も今成松委員の意見に賛同するところです。

執行部におかれましては、もうこの請願に上がってきて、オラレ方式がどうなのか、で、上がってきた分についてどうするのかということについては、これからこの議会がどういうふうに判断するかという部分で動いていかれることだろうと思いますので、今成松委員がおっしゃったようなところかなと私は思うんですけど、皆さんいかがですか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） いわゆるこの一番最後の部分と思うとですね。市議会として地元の誘致協議について承認方願うと。だけんが、八代市議会の反対がないことが前提とされてるということで、市議会としてそのように判断、承認方願うという部分ですけん。

○委員長（堀口 晃君） そうですね。

○委員（亀田英雄君） それはもう執行部の話じゃなと思うとですね。

○委員長（堀口 晃君） はい、ありがとうございます。

○委員（鈴木田幸一君） ちょっとよかですね。

○委員長（堀口 晃君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） これにつきましては、

以前、以前ちゅうか前もですね、総務委員会のほうで説明を受けておりますので、少し今聞きながら、方向がですね、方向ちゅうが、ちょっと違う部分も含めてですね、話をさせてもらいたいと思いますが、もともと地元から上がってきた意見の中にはですね、市のほうの、市の執行部のほうにこの話を持っていったけれども、結局話をする窓口がなかなかできない、窓口ができないちゅうか、話をする場所を設けてもらえないからということがありまして、地元のほうからこの話を地元としては受けたいという気持ちを持っておりますということを前提として、この議会の承認を先に得るならば、いわゆる議会が反対していないんだよということであるならば、今からその協議のための話をしたいということでのこれは請願だったんですよ、もともとが。

だから、この、「請願ですよ」と呼ぶ者あり）ああ、請願だった。失礼、だからですね、このオラレというのを今聞きながらですね、自治体が窓口となって話の誘致のことについて大村ボートさんと話を協議して、その調整役としてなった上で地元の話を持って行って、その地元との調整が済んだ後、議会の承認を、議会のいわゆる調整を図るというふうな捉え方ばしたもんだから、ちょっと方向が全く違う方向から来たような感じがするんですけど、そこは少し明確にしてもらいたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） はい。今の鈴木田委員の御質問について、この請願について話し合う場をつくってほしいというのが本来のこの願意ということになるということですかね。

○委員（鈴木田幸一君） よかですか。

○委員長（堀口 晃君） 鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） もともと地元としてはこの誘致に際しては賛成してるんですよというところが前提だったんですよ。

ただし、前提だけれども、議会のほうからこ

のことに對して賛成とか反対じゃなくて、一応聞きますよ、だからそれを反対ではないんだちゅう意思表示ができたならば、執行部がその話の窓口、いわゆる言うならば土俵に立ちますよ、だから議会としても賛成していただきたいという、そういう話だったんですよ、もともとが。

だから、さっき言われたオラレ方式でいう考え方でいくなれば、少しニュアンス的に違うなで、結局執行部がこの話に對して全く乗ってこないから、どうにか議会を先にして、承認を得て、そして承認が得たならば、承認を得たならば、執行部のほうと大村ボートはこれについていかがお考えでしょうかという話をしますということだったんですよ。

だから、それについては、だから先ほど一番当初言われました中村議員がですね、1年も近く話をしておられますけど早く御決定をお願いしますということに對しては、実を言いますと、そらもう今度の次はもう、勉強してからすぐ賛成せんばいかぬばいちゅうとこまで来とったんですよ、この前の委員会では。

で、でくるだけ地元の意見ば承諾せんばいかぬなていうことだったんですけれども、このオラレ方式の説明によると、どうして議会在が、そうやって成松委員が言われたように、議会在が先行して、こっちのほうから大村ボートのほうに話ば持っていつて来てくださいちゅう形とらないかぬじゃないかなという形んごつ。少しその辺を整理しとかんばですね、誰が主体かちゅうのが全くわからなくなった状態ば、今私が認識したんですよ。

だから、大村ボートのほうからこっちに、執行部のほうに来たいから、大村ボートが地元を動かして議会在を動かして今この話になってるちゅうふうな認識になったんですよ。（「おかしかですね」と呼ぶ者あり）だけん、ちょっとぼっかりですね、ニュアンスがおかしいから、そ

のようなところは中村議員は。

○委員（中村和美君） いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） いや、私はさっき執行部の答弁がですたい、自分たちが介入しているような答弁だったけん、ああほんならそらだけ進んどつとかなと思うたもんだけん。ところが、成松委員が言われたとおりで、それ以上は執行部としては介入できぬとが現状じゃないの。だから。そがんだろう。それば何か、課長は何か、その先を進めるような答弁の仕方を私は感じたもんだから、ああそれじゃそこまで話ばするとならば、我々の話じゃ、執行部はもうそれ以上話はできませんと言いながら、前は前回までは言いよった。それからちよつと話が、ちよつと進歩的にかかってきて、執行部はそこまで中に入ってくれるとばいなって私は思ったもんだから、そういう意見を出したけど、そうじゃなかわけでしょう。

だから、それ以上は執行部としては大村ボートと話し合いなんかできぬとやろう。そればはっきりしてもらつて。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。済みません、先ほどの資料の済みません、3ページを見ていただきたいと思いますが、競走場につきましてはこの管内におきましてこの6カ所がありまして、まず6カ所ありますというところは御理解いただけると思います。

で、その日奈久活性化の一つの手法としてオラレを誘致したいという地元の気持ちについては理解してるんですが、果たして私ども自治体が、まあ要は窓口が自治体でなければならないんですよけれども、オラレ方式についてその活性

化の手法として適切かどうかを、まだ検討もしていない状況にあるということは御理解いただきたいと思います。

で、それともう一つが、この6カ所ある地域の中で、大村だけを選定して私たちが事務協議をするのはどうかというふうに思っておりますので、さっき調査をするようにということに對しましてちょっと手を挙げかけたのは、一般的ところで例えば振興会とか財団とか、そういったところに手順は確認をしたいと思っております、大村ボートと直接協議をするということでお答えしたつもりはございませんでしたので、誤解があったとすればそこは解いていただきたいと思います。

○委員（中村和美君） いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） だからですね、だから大村と日奈久の人たちはぜひお会いしてくださいということだったけん、成松委員が今言われたとおりですたい、1回現場をですたい、呼ぶか見に行くか、それをしたほうが早くわかるし、それで、ああオラレはだめですばいて、それよりボートピアと、ほかに私もだけんミニボートとかボートピアか何かとか、そぎゃんとがやっぱりよかじゃないという話になれば、またそこで地元の人たちに、私も紹介議員の1人ですから話すというふうになると思いますので、行くか呼ぶかっていう話を、きょうは話すだけけん、今度12月議会の中でですたい、まあ言われたとおりでしょう。言ったように、さっき、素人だけんが、私どんはわからぬけんと言っただけで。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 要はこのオラレという文言と、今さっき鈴木田議員が言われたように、ちょっと手順の問題なんですね。そこが前の委員会でも少し誤解があるんじゃないかな、

町内長さん方の判こが据わって、で議会に持ってきて、議会がまずこれを先にぼんと決めて、で執行部を動かそうという、動けというようなことになる、ちょっと違うんですよ。

だから、ずっと私も前までの委員会見とったとき、違和感感じて、そういうことではなくて、本当に日奈久の方々がやろうと、もうこれ機運が高まって地域でみんな歓迎して、ウェルカムなんだと、で、自治体としても手数料というか、地域に還元される収益の分の2%とか云々とかというのがありますよね。だから、それがまた地元地域、日奈久地域にも云々ということになってくるような話になると思うんですけども。

ただ、それはもう全体像の話であって、オラレとボートピアとミニボートピア、この3つしかない。で、さっき執行部も言われたように、大村ボートにまた特化してしまうとおかしな話になってしまう、いろいろなボート場もあるとなると、やはり財団であったり振興会であったり、そういうところとのそもそも論の話になってくるような大体話なんですね、筋論でいくと。

だから、一部と一部で話ができたところにいろんな動きがあつてということになったときに、実は日奈久のですね、中の人たち、例えば市政協力員さんの中にもよく理解できない中に判こをついたという話もあつて。で、オラレとボートピアとミニボートピアもよくわかってなくて、日奈久地域の発展のために理解はしたもの、中身については行政をさっき中村議員が言われたように、困らせる気持ちはない、で、巻き込む気持ちもなくて、八代市も後押ししてくれて、日奈久地域を盛り上げたいというような中身で少しやっぱり中身が誤解されてて理解がされていない中で進んでるような印象が否めないわけですね。

で、先ほど鈴木田委員が言われたように、いやもう賛成するばかりだった、で、こういう

イメージだったんだ、しかし実際オラレというのはこういうことなんですよという話になると、ああちょっとこれは後先違ってくるし、執行部のほうが率先して大村ボートに接触してしまっても誤解を招いてしまうというようなところがあるので、そこをやっぱり理解を深めて、日奈久の方々がそういう方法でやるならば、またこの請願を、ボートピアとミニボートピアも含めた中ですね、検討されてやっていくべきではないかなというふうには思うんですが。

まあ委員会としては管外視察であったり、いろんなそういったことも情報を共有しながら執行部とですね、かみ合っていくべきではないかなというふうに思います。

○委員長（堀口 晃君） はい。委員の皆さんの御意見はいろいろあったかと思います。少なくとも、この請願第2号について、地元の代表と大村競艇事務局の協議開始に当たって、大村競艇事務局の場外船券発売所オラレ方式を推進する提案がなされたというふうに、ここに、請願の中に書いてございますので、私たちはボートピアであったりとか、ミニボートピア、ボートピアであったりとかという話でなくて、この請願のオラレ方式を推進する提案がなされて、そして議会の反対がないという、こういうふうなことが請願の中にありますので、ボートピアとかミニボートピアはちょっと除外をしてですね、オラレ方式というふうな形の中で、それがどうなのかという審議をしていただければというふうには思っておるところであります。

ほか、ございませんか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） あの3つのですか、地元の調整は3つあるっちゃうことですよ。で、1と3が地元自治会の同意が、だけ今地元自治会が主となって動きよってすよね。で、3についてこの請願でしょうが。

○委員長（堀口 晃君） はい。

○委員（亀田英雄君） で、せっかく執行部が来とんなってすけん、ここば受けて、このオラレというが、何ですか、設置自治体が窓口となっていくということなんです、2番目もどうせ同意はせんばんとですが、今後の予定、まだ協議もしてないという話なんです、どげんして進めなるつもりでおんなるとかな。

やっぱ、こう、済みません、地元から執行部にコンタクトが来てから進める格好になっていくとですかね。ちょっと今、想定される話ばちょっと教えてください。

○企画振興部長（福永知規君） いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、福永企画振興部長。

○企画振興部長（福永知規君） はい、ありがとうございます。今、3つのことということでお示しいただいた中の市町村の首長の同意のところなんですけども、これは事柄からいってですね、やはり地元全てが、——地元と申しますと地区の方、それから全市的な、市としては全市的な話になってくるとは思いますけども、かなり慎重な進め方が必要だというふうに考えております。

ですから、ただ単にこの3つそろってということではなくて、非常に多方面にわたってですね、御意見を伺いつつ進めていく、これが最も重要ではないかというふうに現時点では、はい、考えておるところでございます。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） それば、まだ今から検討を始めるっちゃうことですか。どんな計画、何か計画のあつとですか。

○企画振興部長（福永知規君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、福永企画振興部長。

○企画振興部長（福永知規君） はい。具体的なものというのは現在のところ持ち合わせておりませんが、もし事例とかやり方というのがはっきりしますれば、事務方としてはその先進市など調べて、そのやり方が八代市に合うのかどうかも検討しながらという方法になると想像はしておりますが、いずれにしろこの件について、非常に課題をですね、多く抱えたものではないかというふうに思ってますので、拙速にはならないようにしてまいることを心得たいと思います。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） これは意見になっとですが、今これ議会に出とつとですよ。

○委員長（堀口 晃君） はい。

○委員（亀田英雄君） で、議会の出方を見ながらという気持ちもあらずとじゃなかろうかなと感じたんですが、そげんなつと慎重にならざるを得ぬちゅう気もせぬでもなかですたいね。

○委員長（堀口 晃君） そうですね。

○委員（亀田英雄君） 執行部もちょっともう少し話を詰めていただければですねというふうに思います。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 確認ですけども、この日奈久のこの請願についてどうなのという話なんですが、先ほど大村ボートとの直接接触であつたりとか云々というところを考えたときに、例えば今後可能性として全市的ということになると、日奈久だけに限らずいろんな話が聞こえぬでもないわけですね。そうすると、執行部としては、赤勝て白勝てみたいな話になってくると非常にまずいという状況もあると思うし、このオラレだけに特化していけば、このオラレの日奈久の部分ですよ、話によると何かもう候補地がある程度話があつててというの

町内長さんの中での話だったんですよ。しかし、そこには空きスペースであつたり、公共施設みたいなものがないように承ってるんですよ。

だから、例えば日奈久の大きい旅館さんが閉館されましたと、そのスペースが箱物が大きくて、何とか地元でも活用していきたいんだというような部分だと、オラレは合致せぬでもないのかなと思うんですけども。

そういったところも含めて、少し情報提供もお願いしたいなというふうに思います。もうこの請願だけに特化すれば、審議していかんとかぬわけですから。

○委員長（堀口 晃君） はい、わかりました。

ほか、ございますか。

○委員（亀田英雄君） まいっちょよかですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい。

○委員（亀田英雄君） オラレ方式にこれはもう特化しての話になりよつとですか。さっきあの、どげん読めばよかか、ちょっと分からぬものですから。どういう、まあ委員長の見解でもよかつですが、オラレ方式に特化してしよつとですかね、ほかの2つに。なんしてん、場外船券発売所を誘致したいというだけじゃなくて、オラレ方式に特化しての話なんですか、これは。

○委員長（堀口 晃君） 私の認識を言っているですかね。私の認識は、もうオラレ方式を推進する提案がなされた、もうこの文章のとおりだと思ふ、下から3番目4行目ぐらいを読むと。で、八代市と大村競艇との協議を行う前に、地元の代表と協議が必要である。まずは地元代表と大村競艇の事務局の協議を開始する条件として市議会の反対がないことを前提とされ

るため、市議会として地元の誘致協議についての承認方願うということですので、私はこの5行の部分が一番重要かなと。だから、オラレ方式であるから市議会の反対がないことが前提とされている、だから市議会の皆さん、反対しないでねという、こういうお話かなというふうな話。

ただ、今西濱議員がおっしゃられた、執行部からの提案がなされてその後我々の反対がないのか、もしくは、——その辺がちょっと微妙なところであると思いますが、オラレ方式に特化した部分での請願というふうに私は認識をしておるところです。

○委員（亀田英雄君） まいっちょいいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 執行部はどのように聞いておられるんですか。

○企画振興部長（福永知規君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、福永企画振興部長。

○企画振興部長（福永知規君） はい。請願自体は議会のほうに提出されたものでありますので、それをどのように受けておられるかは、委員会の御判断だと思いますけれども、今委員長がおっしゃったような意味というふうに私も考えております。（委員亀田英雄君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（堀 徹男君） いいですか。意見なんですけど。

○委員長（堀口 晃君） 堀委員。

○委員（堀 徹男君） 先ほど視察に行ってみようとかっていうお話出てましたけど、この請願自体の願意からするとですね、大村競艇場に特化しているということ、それとオラレ方式ということが明記されてますね。

ある特定のところに請願が上がったからといって、税金で視察に行ったらいけぬというのは、少し慎重にしたほうがいいのかというふうに思います。

それと、言葉の遊びじゃないんですけど、請願書の一番下の行、それから一段上の行は、八代市議会の反対がないこと、反対の対義語というのは承認または賛成ということなので、西濱委員もおっしゃったようにですね、この2行がどこをどう指しているのかというのが先に解決できないことにはですね、僕はなかなかこの話を進めるに当たっては難しいところがあるんじゃないかなというふうに思ったので、意見としてですね、そこが解決は、どなたがお答えされるんだろうかというのが、多分執行部に聞いてもですね、厳しい、答えられない部分なので、これは少しね、慎重にしたいと思います。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員、どうぞ。

○委員（西濱和博君） 今の皆さんの御意見と執行部の話を伺いながら、客観的にちょっと思うことがあって発言させていただきたいんですが、今回の請願の、今まさしく焦点になってるくだりの5行、二、四、5行ですか、これをちょっと冷静に読んでみますと、八代市がここに書いてある、例えば大村競艇さんと協議を行うためには、議会の反対がないとできないんですよというストーリーになっているような書き方になってると、私、理解したところなんですけど、果たして本当にそうなのかなというふうなこともちょっと思いましてですね、先ほど執行部から御説明があつて、既に九州管内で設置されてる事例がございますけれども、そもそも協議というここでおっしゃっている意味合いが、いわゆる事務的に言うと、本協議なのか、下協議なのか、事前協議なのか、いろいろレベルがあると思うんですが、中身もよくわからな

いのに議会側がゴーサインを出すっていうこととなりやしないかなという、少し心配がございます。

したがって、ここの全容だとか相手方のお考えだとか、手続上のことだとか、メリット・デメリットだとか、そういう情報が、それは執行部も議会も少ないものですから、議会の承認がなくとも事務レベルとしてですね、何がしか事前の下協議あたりの行為が着手できるものであれば、そういったものから得た情報をもとに判断するというのもいかなというふうな提案が1点です。

それと、国土交通省が指し示してる3つの要件、地元調整の中で地元住民の御同意、それから首長の同意、それから議会の反対のないことなんですが、請願を採択することによって国交省が言う議会の反対がないということとして結びつけられるものかどうか、そこら辺の手続上のこともですね、もう少し勉強が必要なのかなというふうな気がいたします。

ただ、中村議員さんおっしゃいますように、地元としては6月に出されてですかね、遅々として進まないということに関して非常にジレンマをお持ちでいらっしゃいますでしょうから、何かしら打開する道筋をですね、早い段階で御協議の中でですね、できていったらいいんじゃないかなというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、本請願について、本日の審査はこの程度にとどめ、次の12月定例会の当委員会において、今回の審査を踏まえ、改めて審査をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） はい、御異議なしと

認め、そのように決しました。

執行部は、ありがとうございました。

（執行部 退席）

◎請願第4号・集団的自衛権行使を具体化する安全保障関連法案に反対する意見書の提出方について

○委員長（堀口 晃君） 次に、請願第4号・集団的自衛権行使を具体化する安全保障関連法案に反対する意見書の提出方についてを議題といたします。

要旨は、お配りの文書表のとおりです。この件につきましては所管課がございませんので、本件について何か質疑、御意見はございますでしょうか。

○委員（中村和美君） 委員長、いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） これもあれでしょう、一応きょうはこういうのが出るとということ。

○委員長（堀口 晃君） そうです。

○委員（中村和美君） なら、別によかと私は思います。（委員亀田英雄君「あとは考え方だけん」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、それでは本請願について、本日の審査はこの程度にとどめ、次の12月定例会の当委員会において、今回の審査を踏まえ、改めて審査をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） はい、御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（堀口 晃君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を求めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関して3件、執行部から発言の申し出がありますので、これを許します。

（執行部 入室）

・行財政の運営に関する諸問題の調査（八代市版（まち・ひと・しごと）総合戦略について）

○委員長（堀口 晃君） それでは、まず、八代市版（まち・ひと・しごと）総合戦略について、説明をお願いします。

○企画振興部長（福永知規君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） 福永企画振興部長。

○企画振興部長（福永知規君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

それでは、八代市版（まち・ひと・しごと）総合戦略について、御報告を申し上げます。詳細にわたっては、宮川企画政策課長のほうからいたさせますので、よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

それでは、八代市版（まち・ひと・しごと）総合戦略につきまして説明をさせていただきますと思います。着座にて説明させていただきます。

○委員長（堀口 晃君） お願いします。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川

武晴君） それでは、お手元にですね、カラー刷りのA3枚の物が2枚と、冊子が2つ、それから1枚物の資料が、資料5ということで通しナンバー資料1から資料5までであると思いますので、そちらのほうをお手元御準備いただけますでしょうか。

まず、資料1のですね、八代市人口ビジョンの概要版をもちまして、説明のほうをさせていただきますと思います。

この人口ビジョンでございますけれども、少し説明をさせていただきますと、我が国の人口はですね、2008年を境に減少局面に突入しております。今後人口減少のスピードは加速度的に高まっていくとされております。

このようなことから、平成26年12月27日に閣議決定されましたまち・ひと・しごと創生長期ビジョンにおいては、人口減少を静かなる危機と表現をしまして、日々の生活において実現しづらいものの、このまま人口減少が続けば将来的に経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、究極的には国としての持続性すら危ういというふうな警鐘を鳴らしているものでございます。

本市におきましてはですね、1955年、昭和30年をピークに人口が減少しております。一旦増加傾向に転じましたが、昭和55年、1980年以降は人口が減少し続けているという状況になってございます。

国立社会保障・人口問題研究所、——通称、社人研と申しますが、この推計によりますと、2040年には本市の人口は9万3100人となり、2010年に比べますと約30%減少ということになります。

今回策定いたしました八代市人口ビジョンは、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく総合戦略を策定するに当たりまして、本市における人口の現状をですね、分析しまして、人口に関する認識を市民の皆様と共有するとともに

に、今後目指すべき将来の方向と人口の将来の展望を示したものでございます。

今、申し上げましたところでいきますと、まずこれが人口ビジョンの趣旨でございまして、資料の中身でございますが、①人口の現状というところになります。総人口につきましては、ただいま申し上げましたとおりでございますけれども、自然増減でいきますと、これが出生と死亡者数の差でございますが、2013年度ではですね、727人の減少になっているということになっております。

それと、社会増減でございすけれども、本市の転出はですね、平成14年度の5180人をピークに減少傾向にあります。平成22年度以降再び増加傾向にあり、平成25年度は3712人となっているところでございます。

転入者は、平成23年度以降は増加傾向にあり、平成25年度は3667人が転出しております。

農業の研修などを目的とした外国人の転入者が増加していることもありまして、平成25年度は社会増減は45人ということで、転出転入がですね、均衡する状況まで至っているというところになってございます。

それから、下のほうのですね、グラフを少し見ていただきたいんですが、自然増減と社会増減の推移ということでですね、こちらに表の下のほうの下から2段目のところになりますけれども、どんどん自然増減でいけば下のほうに下がっているということでマイナス要因を押し上げてるといのか、押し下げてるといのか、大きくマイナスの要因になっていると。

で、紫の分が社会増減でございまして、これはちょっと上下大きく動いておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、均衡するマイナス45人ぐらいまで数が上がってきているというふうなところになってございます。

それと、右の表がですね、年齢階層別の転入

超過増でございまして、黄色のグラフが15歳から19歳でございまして、これがマイナスが大きく下のほうに振れているというのが見てとれると思います。

と、緑が20歳から24歳の年齢層を示しております、24年度、25年度で申し上げますと、15歳から19歳がマイナス213人、それから25年度では215人。と、20歳から24歳が平成24年度ではマイナス271人、平成25年度でマイナス206人とですね、それぞれ大きく転出しているというところが見てとれるというところになります。

ちなみにですね、地域別の移動なんですけれども、一番多いのは熊本市になっております、県内ではですね。で、あと、芦北、天草、水俣からは転入増ということで、こちらは逆に八代市のほうに多く移動してきていただいているということになります。

県外で申し上げますと、福岡が一番多く転出をしております。続きまして、愛知県ということになって、続いては東京都、神奈川、首都圏に移動がふえているというところになってございます。

で、次の人口の将来展望でございすけれども、先ほど申し上げましたとおり、社人研による推計ではかなりですね、人数が減るというふうになっておりまして、2060年にはですね、人口6万7600人と、現状からすれば半分の人数になってしまうというような、非常に厳しい推計が出てございます。

今、黄色のですね、人口減少の影響ということを見ていただきますと、労働力不足による生産規模の縮小とかですね、担い手不足、利用者減少による社会サービスの件、それと地域の担い手不足、コミュニティー不足、こういったところは私どものほうでおおむね想定していたところでございますが、人口減少で不安に思うことということでアンケートを実施しましたと

ころ、上位のですね、5項目、子供の数が少なくなる、まちのにぎわいがなくなる、空き家がふえ、防犯・防災などの問題が発生する、店舗の数が減ると、あと担い手不足といったところも市民アンケートから見てとれてございます。

このように、本市の人口はですね、毎年おおむね1000人ずつ減少しているというような状況でございますが、人口減少が本市の将来に与える影響を抑えるためには、やはり出生数がふえる環境づくりや社会減少を抑えるしくみづくりとあわせ、雇用の創出や安心して暮らし続けられる地域づくりを進め、人口減少に歯どめをかけていく必要がございます。

このようなことからですね、目指すべき将来の方向性として4つ掲げたところでございます。

1点目が、誰もが希望を持って暮らせる社会づくりということで、本市の合計特殊出生率は1.65でございます。全国は1.42でございます。これと比べますと高い水準にあるものの、市民が希望する出生数2.00というのはさらに高く、結婚・出産・子育てがしやすい環境づくりとあわせ、誰もが将来にわたり希望を持って暮らせる社会を築くことで、出生数の増加を図っていかねばならないと考えております。

2点目に、人をひきつけ、人が集まる活気づくりということで、若い世代の転出超過が本市の社会減の大きな要因となっております。若者の流出抑制やUターン希望者の支援、市外からの移住定住を促進することで、次世代を担う人材の確保を図りたいと思っております。

また、観光、文化、スポーツ等における国内外との交流促進によりまして、本市の魅力を発信するとともに、人々が集まる活気をつくり上げたいと思っております。

3点目が、魅力ある産業と雇用の創出による活気づくりとしております。若い世代の人口流

出を抑制するためには、若者が就職したいと思う仕事が必要でございます。また、産業の振興や雇用の確保は、持続的な地域社会の維持・活性化の基礎となるものであり、新たな産業の創出や企業誘致、人材確保や技術開発など多面的な支援を行うことで活力を生み出したいと考えております。

4点目に、発展を支えるまちづくりとしまして、地域の特性や状況に応じまして、地域に誇りを持ち、人のつながりを大切にしながら安心・安全に暮らし続けることができる地域づくりを推進したいと考えてございます。

ピンクのくくりになりますが、将来展望の仮定といたしまして、1点目にですね、結婚・出産・子育てに関する希望が実現できることが大事だろうということから、合計特殊出生率をですね、検討したところでございます。2030年には市民の希望であります2.00まで、2040年には人口置換水準、——人口を維持していくための出生数になりますけども、これを2.07まで押し上げたいと。

若者の定住希望が2030年までに実現するというところで、15歳から24歳の転出が男性で45.8%、女性で37%減少ができればという仮定を持っております。

若者のUターンが将来的に実現するというところで、15歳から24歳の転出の男性、女性、それぞれの率がですね、将来的に帰ってくるといような将来展望を行ったところでございます。

それでいきますと、2040年の人口が10万2300人、2060年で8万6900人といような将来展望を描いたところでございます。

まだ、将来展望の仮定につきましては、市民アンケートを主に使っておりますので、こちらของですね、冊子のほうのビジョンのほうに詳しく書いてございますので、またお時間あります

ときに御一読いただければと思います。

この、ただいま申し上げました人口ビジョンを踏まえまして、本市の総合戦略を策定したものでございます。

右肩資料2と書いてあります総合戦略のほうを済みません、お手元に御準備いただけますでしょうか。カラー刷りのものでございます。

この総合戦略と申しますのは、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づきまして、人口ビジョンを勘案し、策定するということになっております。

まず、総合戦略でございますけれども、総合戦略においてはですね、本市の人口ビジョンによる人口の現状分析、それから意識・希望を踏まえて、まち・ひと・しごと創生が目指します「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻すという視点でですね、次の4つの基本目標を設定しているところでございます。

基本目標の1つは、魅力ある産業と雇用を創出し、活力に満ちたやっしろを掲げてございます。こちらですね、3つの数値目標を掲げてございます。従業員数4万8544人、これがですね、現状が4万9768人に対する目標値になります。現状よりはちょっと若干減少しておりますが、これはどうしてもですね、労働人口が減少している中では、やむを得ず減少ということになります、何とか歯どめをかけたいということでこの数値を用いてございます。

2点目の、製造品出荷額でございますけれども、現状、——これは平成25年度現在でございますが、2292億円でございますものを2580億円まで伸ばしたいというところでございます。

それから、農業者総所得額でございますけれども、現状52億円を数値として上げております。これは過去5年間の最大・最小を除く平均

値となっております、これを目標値でございます平成31年度ですね、済みません、ちょっと目標値が抜けておりましたが、平成27年から31年度の計画になりますので、最終年度には54億円まで伸ばしたいというようなところでございます。

それと2点目に、人をひきつけ、人が集う、活気あるやっしろといたしまして、数値を掲げてございます。

観光入込客数でございますが、現状238万人に対しまして260万人を数値として掲げてございます。

観光消費額につきまして、現状119億円に対しまして130億円を掲げたところです。

社会増減数を、マイナスの1199人に対しまして、マイナスの1020人としたものでございます。

続きまして、誰もが希望をもって暮らせるやっしろにつきましては、市民の希望出生率現状2.00を2.07まで伸ばしたいと。

また、65歳以上の人口に占める要介護3という数字がありますけれども、それ以上の割合を現状7.21%ですけども、それを何とか7.20%で維持に努めたいというふうなところでございます。

それと、やっしろの発展を支えるまちづくりとしまして、住みよいと評価する人の割合をですね、現状70.8%のものを75%という目標を掲げたところでございます。

この基本目標でございますけれども、これにですね、基本目標の実現に向けまして取り組む具体的な施策につきましては、国が示しますまち・ひと・しごと創生に向けた政策5原則というのがありました。自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視の趣旨を踏まえすとともに、世界につながる県南地域の拠点都市として、また人口減少に対応した持続可能なまちづくりを推進するために、基本的方向というのを

ですね、4つ掲げてございます。

県南地域の経済浮揚を牽引する、世界とつながる熊本の副都心づくり、暮らしの希望を実現する、未来に向けたまちづくりというような4つの基本的方向を掲げたところでですね、この基本目標、基本的方向を踏まえまして、具体的な施策のほうをですね、それぞれ掲げているところでございます。

内容については、また詳しい説明は省かせていただきまして、また後ほど御一読いただければと思います。

で、それにつきまして、こちらの済みません、資料5のほうをお手元に御準備いただきますと、本市におけますまち・ひと・しごとの特徴ということですね、少し特徴のほうを話させていただきますと、南九州のゲートウェイとしての拠点性向上ということで、国際貿易港であります八代港の振興というのを掲げております。

また、交流人口の拡大としまして、世界に打ち出す観光業の展開というものを掲げております。

また、多様な地域資源を活かすとして、フードバレーやつしろ基本戦略の推進を掲げております。

結婚・出産・子育ての希望をかなえるとして、暮らしを掲げております。

以上の4つがですね、この総合戦略の特徴じゃないかということで、別葉にまとめたものでございます。

以上、済みません、簡単ではございますが、本市の人口ビジョン、総合戦略の説明とさせていただきます。また、一応本日、委員会、御説明をさせていただきましたので、また全ての議員さんにもですね、この取りまとめさせていただきました人口ビジョン総合戦略を送付させていただきますと思っておりますので、御承知おきいただければと思います。どうぞよろしくお

願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい、ただいま説明が終わったところであります。本件について、何か質疑、御意見はございますか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 前回の議会の後、これについては説明いただきましたよね。その後、何かこう乗った部分とかあつとですか。変更になった部分とか詳細になった部分、具体的に変わった部分。さらなるこれ、説明ちゅうこつでしょう、きょうの話は。ですか。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川 武晴君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川 武晴君） はい。本日、説明の機会を与えていただきましたのは、まずこの総合戦略の策定に当たりまして、行政のみならず産学官金労言ということをし申し上げましたけれども、各分野からなります推進会議を2回開催させていただいております、また議会とも両輪ですね、これは総合戦略は進めなければならないとなっておりますことから、全員協議会での説明、また一般質問でも御意見などをいただいたところで、取りまとめが無事10月末までに終わりましたので、終わりましたという御報告をまずはさせていただきたいというところが趣旨でございました。

で、これまでいただきましたところの変更点で申しますと、まずですね……。

ちょっと済みません。

○委員長（堀口 晃君） はい。

すぐ答えが出なければ、また後ほどということでもいいですが。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川 武晴君） 済みません。

○委員長（堀口 晃君） 宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。御意見などをいただいておりますね、変えたところもあるんですが、ちょっとそこは済みません、また整理させていただきたいと思います。一応資料にはまとめているんですけども、実際じゃあ具体的にここですというのが、今単発です、お示しすることができないので、申しわけありません、ちょっと時間をいただきたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） まとめた資料のあれば、そればいただければと。（企画政策課長（政策審議監担当兼務）宮川武晴君「はい、まとめた資料はつくって配付をさせていただいておりますので、また同じものになるかと思いますが、すくでもよろしく願います」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ありませんか。

○委員（中村和美君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） これ、人口、将来人口展望に対応するための総合戦略だというふうに思うわけですが、これいろいろと細に入り目標が掲げてありますが、絵に描いた餅にならぬごととせぬばいかんですね。

それと、例えば四半期とか3年、31年まで、平成31年までの中で、四半期とか半年とか1年とか、この実績を各課、各課かいの目標というのを検証するというような計画持つとうですか。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。済みません、説明が悪くて申しわけございません。こちらの資料2のほうのですね、一番下のところに書いてありますとおり、PDCAマネジメントサイクルによる施策の推進、指標による進捗確認、またやつしろまち・ひと・しごと対策推進会議の参画による効果検証ということで、開かれた、先ほども申し上げました推進会議の場ですね、これらの取り組みにつきましては効果検証を行っていただくこととしております。年に1回になります。

（委員中村和美君「年に1回」と呼ぶ）はい。

○委員（中村和美君） いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） 年に1回でいいのかな、まあ半年に1回ぐらいが気合いが入っていないんじゃないかなと思います。まあ要望です。

○委員（中村和美君） はい。ほかはございませんか。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 資料2の部分で、もう一回ちょっと目標数値のところの何に対して何というところをもう一回ちょっとしっかり。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） 済みません。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） 申しわけありません。こちら、お手元の総合戦略のですね、この資料4のほうを済みません、お手元に御準備いただけますか、申しわけございません。（「資料4」と呼ぶ者あり）はい。

資料4のですね、まず4ページをお開きいただけますでしょうか。この上の表にですね、現状とその出典元となっております基礎数値、基礎年度などを記載しております。

まず1点目の、魅力ある産業と雇用を創出し、活力に満ちたやつしろにつきましては、本編のほうの4ページを済みません、参照いただければと思います。

それと2点目の、人をひきつけ、人が集う、活気あるやつしろにつきましては8ページ、本編8ページを済みません、見ていただきますと、同じく基礎となった年度それから出典元などが記載がございます。（「4ページと」「8ページ」と呼ぶ者あり）

はい、本編8ページ、8ページでございます。（委員成松由紀夫君「4、8」と呼ぶ）

はい、と次が11ページになります。3項目めは11ページになります。4項目めは14ページでございます。（委員成松由紀夫君「4、8、11、14」と呼ぶ）はい。（委員成松由紀夫君「ありがとうございます」と呼ぶ）

申しわけありません。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。この場でお尋ねするのも失礼になるかもしれませんが、これまでですね、議会のほうにも事あるごとにお話はされていたことかと思えますけども、念のため確認になります。

今回の八代市の総合戦略を正式に取りまとめ、また国の採択等々も今後出てこようかと思いますが、向こう5年間を対象期間として、八代市のほうには、ここにお示しいただいた具体的に施策に伴う財源の裏づけといたしますか、向こう5年間の財政措置等については、言わずもがなリンクして体制づくりはとっていくんだよと、そういう認識でよろしいでしょうか。

○企画振興部長（福永知規君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 福永企画振興部長。

○企画振興部長（福永知規君） はい。総合戦

略につきましては、国からこの制度につきましては毎年交付金の制度がございます。で、来年度は1080億ということで示されておりますので、我々としてはこの総合戦略にのっとった施策を行うこと、それからその枠自体の拡大というか、それは政府に要望しつつ、継続的にこの総合戦略の基本的な基本目標に沿った施策を重ねていくということになります。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。確認できて安心しました。1080億について交付金をいただいて、配分等についてもまた内部のほうですね、いろいろ今後御検討なさるかと思えますけど、そういった情報についても随時お知らせいただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、八代市版（まち・ひと・しごと）総合戦略について終了いたします。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について）

○委員長（堀口 晃君） 引き続きまして、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について説明をお願いいたします。

○企画振興部長（福永知規君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、福永企画振興部長。

○企画振興部長（福永知規君） はい。企画振興部でございます。

引き続きまして、マイナンバー制度について御説明をいたします。詳細は、宮川課長のほう

からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい。宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。それでは、引き続きまして、済みません、マイナンバー関係につきまして説明をさせていただきたいと思います。着座にて説明のほうをよろしくお願いいたします。

お手元には、マイナンバー制度関係資料として、右肩にですね、総務委員会所管事務調査資料1と書いていますこちらのほうを済みません、まずお手元御準備いただきたいと思います。

済みません、マイナンバーの概要からですね、ちょっと説明をさせていただきたいと思います。1ページをおめくりいただきますと、マイナンバー制度ということで、マイナンバーは住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものでございます。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤でありまして、期待される効果としましては大きく3つというふうになってございます。

1点目は、公平・公正な社会の実現ということで、所得やほかの行政サービスの需給状況を把握しやすくするために負担を不当に免れることや給付を不正に受け取ることを防止するという効果、また本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになりたいというようなことでございます。

2点目は、国民の利便性の向上ということ

で、添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っております自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取れるような仕組みでございます。

3点目が行政の効率化ということで、行政機関や地方公共団体などでさまざまな情報の照会、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるということが期待されております。

2ページを済みません、お開きいただきますと、平成27年10月からマイナンバーが通知されますということで、マイナンバー法につきましては10月5日に法が施行されまして、本市におきましては11月になりましてですね、一部では何か10月末からということで聞いておりますが、それぞれマイナンバーの通知が今行われておりまして、もう早い方はお手元に届いていらっしゃるのかなと思います。大体、今月内をめどに通知が終わるというようなことになっているということで伺っております。

済みません、飛ばして4ページを済みません、お開きいただきますでしょうか。

こういった場面で使うのかということになりますけれども、国の行政機関や地方公共団体において、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の分野で利用されることになります。このため、国民の皆様にはですね、年金・雇用保険・医療保険の手続・生活保護・児童手当・その他福祉の給付、確定申告など、税の手続などにおいてマイナンバーの記載を求められることになります。

また、税や社会保険の手続においては、事業主や証券会社、保険会社などが個人にかかわって手続を行うこととされている場合もあります。このため、勤務先やこういった会社などからマイナンバーの提出を求められる場合が出てくるということになります。

こんな場面で使いますということで、主な使用方法などをこちらの絵でお示しをさせていただきます。

続きまして、6ページお願いいたします。

マイナンバーの利用制限と個人情報の管理ということでですね、マイナンバーは社会保障、先ほど申し上げましたような手続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関などに提供するものです。こういった法律で定められた目的以外にですね、マイナンバーを提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のナンバーを取り扱っている人がマイナンバーや個人の秘密が記憶されたファイルを他人に不当に提供すると、大変厳しい処罰を受けるということになっております。

と、7ページ、少し読まさせていただきますけれども、マイナンバーの導入を検討していた段階で、個人情報が外部に漏れるのではないかと、また、マイナンバー成り済ましといった懸念もありました。実際、年金機構のですね、情報流出問題などもありました。で、そこで、ナンバーをですね、安心・安全に御利用いただくために、制度面とシステム面の両面から個人情報を保護するための措置を講じています。

制度面といたしましては、マイナンバーを含む個人情報を収集したり管理することを禁止しております。また、特定個人情報保護委員会、これはですね、例えば国の公正取引委員会や国家公安委員会と同格の委員会でございます、こういう第三者機関がですね、行政機関、地方公共団体、民間企業に対して、マイナンバーを適切に管理しているか、監視・監督を行うということになってございます。

また、システム面としまして、保護措置としまして、個人情報をですね、一元管理するものではありません。従来どおり年金の情報は年金が、税の情報は税務署ということで分散管理を行います。

また、行政機関間で情報のやりとりをすることも、マイナンバーを直接使わないようにしたり、あと制限ですね、アクセスできる人の制限をしたり、通信の暗号化といったところで安全面の確保を図っていくということになってございます。

8ページを済みません、見ていただきますと、ここがですね、国民の懸念に対応しますということで、やっぱりさまざまな御心配をいただいておりますので、一応法や要綱などにおきまして、制度面におきまして保護措置やシステム面における保護措置などを、私ども地元自治体としてもですね、今さまざま講じているというようなところでございます。

それから、9ページになりますけれども、29年1月からですね、情報提供等記録開示システムということで、一応マイナポータル、——通称なんですけれども——これが稼働予定になっておりまして、自分の番号がどのような場面でどういうところで使用したというのをですね、インターネット情報として個人が見れるようなシステム開発を今行っているところでございまして、実際の利用記録が確認できるというようなところになっております。

10ページを済みません、御確認いただきたいと思います。

皆様、本当御承知のことと思いますけれども、このマイナンバーに関しましては、現在通知カードと個人番号カードというのがございます。通知カードといいますのはですね、郵送して送られてくるものでございまして、紙製のカードでその紙にですね、氏名、住所、生年月日、性別といういわゆる基本4情報とマイナンバーが一括で記載をされておりまして、11ページに通知カードのイメージがあります。これが今お手元に届いているというような状況でございます。

で、これにはですね、行政のほうから発行し

たカードということになっておりますので、顔写真等は入っておりません。これを受けまして、個人カードというのを申請できるということになっておりまして、個人カードは住所、氏名、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載されてますけれども、済みません、11ページのほうを見ていただきますと、この様式ですね、表面というところにあります、これにはですね、お名前、住所、生年月日と顔写真が入って、この人がこの人ですねというのが確認できるようになってまして、裏面には番号が入ると。

要は、どういうことかといいますと、番号と住所、氏名が一遍には確認できないような仕組みになってるというのがこの個人カードでございますので、できればこの通知カードが届きました後は、この個人カードのほうに切りかえていただいてですね、活用いただければと考えているところでございます。

これにつきましてはですね、後ほど市民課のほうからまた説明がありますので、御承知おきいただければと思います。

済みません、最後になります、12ページを見ていただきますと、先ほど申し上げましたマイナンバーの利用の制限ということで、限定列举でですね、こういったものにしか使えませんよということになっているということ、それから13ページにはですね、この情報連携システムということで、ちょっと少しややこしくなりますので、説明のほうは割愛しますが、それぞれが独立した情報を独立した情報で持っていて、それぞれのネットを介してですね、情報がとれるようになっていて、できるだけセキュリティー面は高めてありますというような説明図になります。

以上、済みません、簡単ではございますが、マイナンバー制度に関します企画政策課の説明とさせていただきます。

引き続きまして、市民課のほうからまた説明のほうをよろしくお願いします。

○市民環境部理事兼市民課長（松本貞喜君）

はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、松本市民環境部理事兼市民課長。

○市民環境部理事兼市民課長（松本貞喜君）

皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民課からは、マイナンバー制度の中で、資料の1ページ目に、この資料ですね。

（「ナンバー2ですね」と呼ぶ者あり）この1ページ目にカードを4つほど挙げていますけれど、今回のマイナンバー制度については2と3、2番目のほうが個人番号通知カード、3番目が個人番号カードですね、全体的にこの4つのカードについて説明を。

○委員長（堀口 晃君） どうぞお座りください。座って説明して。

○市民環境部理事兼市民課長（松本貞喜君）

座らせて説明をさせていただきます。

それでは、まずこの表の1番から説明しますと、住民基本台帳カードは、身分証明書や国税の電子申告の際に使われておりますが、平成27年12月末をもって交付を終了いたします。現在、所有していらっしゃる方は、この個人番号カードを受けるまでは、有効期限内であれば使用ができます。

資料のですね、2ページをごらんいただきたいと思います。

住民基本台帳カードですね。交付は12月28日まで、あと、種類としては2通りありまして、写真があるタイプとないタイプがあります。あと、このカードについては、あと、個人番号カードを申請されれば、そのときに返却していただくことになっております。

個人番号の通知カードは、12桁の個人番号を付番し、11月下旬から、——ちょっとずれていきますので、12月ぐらいまでに郵便書留に

より世帯ごとに郵送しております。

3 ページをお願いします。

3 ページの②個人番号の通知カードですね。これについては、今言いましたように、12桁の番号が通知されます。それと、あとさっき言いましたように、後々個人番号をつくられるときに返却願います。記載内容は、表面が住所、氏名、生年月日、性別、あとマイナンバーですね。

個人番号カードの交付を希望される方は、申請書に自分の写真を添付して申請することになります。これは強制ではありません、任意です。

市民課の窓口では、申請のあった方に対して、平成28年1月から本人確認を行い、随時交付をします。

4 ページの③をお願いします。

平成28年1月より順次交付をします。

表面が氏名、住所、生年月日、性別、有効期限、顔写真、裏面がマイナンバーが載っております。

最後になりますが、本市では現在、カードによる各種証明書発行は、八代市証明書カード、一般的にがめさんカードと言っていますが、これによって印鑑証明書、住民票、記載事項証明の発行のみを行っております、これは自動交付機によって行っています。設置場所は市役所の1階にあります。これは印鑑登録証で、有効期限はありません。

現在、通知カードの受け取りが始まり、市民課にもいろいろと問い合わせや御相談がふえております。八代市では、マイナンバーに関する問い合わせ窓口として、マイナンバー特設相談窓口を11月の9日に開設いたしまして対応いたしております。

資料の一番最後のページ、ごらんいただきたいと思います。

開設期間が平成27年の11月の9日から、

平成28年3月31日までで、時間が8時半から5時15分までとなっております。開設場所は、市民課内の1番窓口の総合窓口の横でございます。現在の使用状況でございますが、きょう現在で53件ほど9日から相談がっております。

と、もう一回ですね、資料の1ページをお願いします。

今後、年が明けまして、3番の個人番号カードを申請をお願いするわけなんです、これは28年の6月は、住民票の写しと印鑑証明と所得証明等のコンビニ交付を計画しており、戸籍謄抄本のコンビニ交付については、実施に向けて検討中です。できるだけこれを登録をされて、コンビニで出していただきたいと思えます。よろしくお願いします。

簡単ですけど、以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、ただいま御説明いただきました。本件について、何か質疑、御意見等はございませんか。

○委員（中村和美君） 委員長、いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） 先週だったかな、うちに来たのは、マイナンバーなるカードが。それで見たところ、マイナンバーつくるために、とところ出したのは八代市役所じゃなくて、何か向こうから来とるもので、そっちに封筒が行ったわけですけど、それでよかでしょうかね。

○市民環境部理事兼市民課長（松本貞喜君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、松本市民環境部理事兼市民課長。言いにくいですね。済みません、課長、お願いします。

○市民環境部理事兼市民課長（松本貞喜君）

委託によりまして、そちらのほうに委託をしまして、そちらからお客様には送付になってます。

○委員（中村和美君） いいですかね。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） と、送った。そしたら多分、写真とかなんかでまた来ると思うんですけど、それは市役所に来るのを我々に連絡があって、我々がこのナンバーカードと引きかえに持っていくということですか。

○市民環境部理事兼市民課長（松本貞喜君）

はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、松本市民課長。

○市民環境部理事兼市民課長（松本貞喜君）

そのとおりです。（委員中村和美君「そのとおりですね。はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） ほか、ありませんか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 53件相談があったこと、しゃべられる内容だけの話でよかったです、その内容を教えてほしかつと、あの——。（市民環境部理事兼市民課長松本貞喜君「主に個人番号——」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） ちょっと待ってください、ちょっと待ってください。はい、ちょっと待ってください。

○委員（亀田英雄君） 今マスコミでありよっつじやなかですか、何とか詐欺とか。そげんとは八代じゃあったかなかったかということについて、お知らせください。

○市民環境部理事兼市民課長（松本貞喜君）

はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、松本市民課長。

○市民環境部理事兼市民課長（松本貞喜君）

これについては、隣の補佐のほうから説明します。

○市民課主幹兼課長補佐（福本桂三君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、福本課長補佐。

○市民課主幹兼課長補佐（福本桂三君） 福本です。先ほど53件と申しましたが、52件が正解でございます。13日から5日間までの間で52件っております。内容につきましては、9日から13日までの間に37件ですね。内容につきましては、通知カードに関する相談が16件っております。番号カードに関する申請の手続等のお問い合わせが24件っております。

それと、制度に関する問い合わせというか、相談というのが、3件っております。それと、きょうの午前中にも15件の相談の方がおられまして、通知カードに関する相談8件、番号カードに関する相談9件、制度に関する相談3件となっております。

通知カードに関するものとしては、この通知カードっていうのはどういったものかというのを聞かれるケースが多ございます。番号カードに関する件については、申請しなければならいいのか、申請したらどういったメリットがあるのか、そういった部分をですね、聞かれる方が多いです。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） 振り込め詐欺。

○委員長（堀口 晃君） はい。もう一つ、振り込め詐欺みたいな事案はなかったということです。

○市民課主幹兼課長補佐（福本桂三君） 失礼しました。1件だけ、この期間についての相談の中には振り込め詐欺は入っていませんけれども、10月の下旬に1件ほど市民の方から相談がありまして、振り込め詐欺みたいな電話がかかってきたということで、こちらとしても対応

しまして、緊急連絡網で市民の皆さんにお知らせしたところでございます。(委員亀田英雄君「わかりました」と呼ぶ)

○委員長(堀口 晃君) はい、ほかはございませんか。

○委員(前川祥子君) はい。

○委員長(堀口 晃君) 前川委員。

○委員(前川祥子君) はい、確認で申しわけないんですが、コンビニ交付開始予定とありまして、住民票の写し、印鑑証明書、所得証明書、これが個人番号カードを、——ちょっとごめんなさい、これがどういうふうな関係になるんでしょう。

○市民環境部理事兼市民課長(松本貞喜君)

はい。

○委員長(堀口 晃君) はい、松本市民課長。

○市民環境部理事兼市民課長(松本貞喜君)

コンビニ、——例えば手続する、このカードを使って、今であれば自動交付機がありますよね、カード、がめさんカード、あれみたいに、コンビニに行って、そのカードを使って証明書を発行できるようになります。

○委員(前川祥子君) はい。

○委員長(堀口 晃君) はい、前川委員。

○委員(前川祥子君) そうしましたら、そのカード専用の機械が設置されているというふうに。

○市民環境部理事兼市民課長(松本貞喜君)

はい。

○委員長(堀口 晃君) 松本市民課長。

○市民環境部理事兼市民課長(松本貞喜君)

そのとおりです。(委員前川祥子君「はい、わかりました」と呼ぶ)

○委員長(堀口 晃君) よろしいですか、はい。ほか、ありませんか。

○委員(西濱和博君) はい。

○委員長(堀口 晃君) はい、西濱委員。

○委員(西濱和博君) 今回の番号法それから個人情報の保護の関係でですね、ちょっと事務的なことで恐縮なんですけど確認させていただきたいんですけども、個人から市民から提供された情報については、その情報を取り扱う市役所の所管課がでございますすよね、本来の目的に利用すると。

しかしながら、今回の制度というのは、例えば税の情報を福祉部局と共有、閲覧できるということが1点と、それから同じ行政であっても委員会関係、例えば教育委員会その他委員会とやりとりをすると、内部における情報提供の仕組みが1つと、それから他の自治体等々とのやりとりということで、情報の枠組み、扱う部署、関係機関というのが幾つかケースが想定されているというふうに思うんですが、そこで法でルール化されている部分と各自治体が条例でそのルールを定めなければならないということがあったかと思いますが、ちょっと総務委員会という立場で念のため確認なんですけれども、そこをちゃんと仕組みが運用できるように、条例のほうはもう滞りなくスタートに向けてもう整理済みというふうな認識でよろしかったですかね。

○企画政策課長(政策審議監担当兼務)(宮川武晴君) はい。

○委員長(堀口 晃君) はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長(政策審議監担当兼務)(宮川武晴君) はい。今、議員御指摘のですね、署内でそういった利用に関してのということでございますけれども、さきの9月定例会におきまして、八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例ということで、独自利用、庁内連携、団体内提供ということにつきまして、条例のほうは御承認いただいているところでございます。

○委員(西濱和博君) はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。確認させていた
だきました。そこでなんですけど、いよいよこ
の法、条例が施行されるわけでございますけれ
ども、これを取り扱うそれこそ本市の職員さん
はもとより各自治体におかれては、適切な運用
ができるような研修というのが当然必要になっ
てくるというふうに思うんですが、実施に向け
て今後職員研修あたり、あるいはトラブルが起
きたときの対応としては、どこの部署がどうい
うふうに対処する予定なのか、この2点、お尋
ねしたいと思います。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川
武晴君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策
課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川
武晴君） はい。社会保障・税番号につきまし
ては、全職員を対象といたしまして11月6日
から3コマ、大体1コマ2時間でですね、研修
会のほうを実施しております。次が11月の1
9日、12月の3日ということですね、3日
間にわたりまして全部で9コマということにな
っております。

で、関係部署のみならず、私どもの例えば非
常勤職員を雇用する場合にはそういった番号の
整理だとか、そういった活用がありますので、
できるだけ多くの職員にですね、参加をいただ
けるように、研修会のほうは実施をしてござい
ます。

それと、庁内の体制につきましては、ちょっ
と組織名称は忘れた、ちょっとグループ名を少
し、——山本行政改革係長のほうに、ちょっと
署内の検討のグループ名をちょっと説明させま
す。

○委員長（堀口 晃君） ちょっと待ってくだ
さいね。

山本企画政策課副主幹兼行政改革係長、お願

いいたします。

○企画政策課副主幹兼行政改革係長（政策審議
監担当兼務）（山本浩司君） はい、山本で
す。庁内の体制といたしまして、社会保障・税
番号制度の導入プロジェクトチームを立ち上げ
ておりまして、それを随時開催しまして、条例
の制定等を含めましていろいろ検討を進めてお
ります。

情報漏えい等の事案が起きた場合の体制につ
きましても、今取りまとめ中ですが、今のところ
企画政策課を中心に対応することとしており
ます。

以上です。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。体制については
ですね、十分な組織づくりを行ってこられてる
というのを確認できて少し安心しました。

国民が一番心配するのは、今執行部から御説
明ありましたように、年金情報漏えい等の経験
の反省の上に立って、今回の制度がスムーズに
施行されるようにということで、最大限の御努
力なさっているところかというふうに思いますが、
個人情報保護法の観点からいくと、提供され
た情報は目的外に使用してはならないという
のが大原則でありつつも、国のほうがここは一
段上に立ってチームでやろうというふうなこと
でございますので、その趣旨を十分職員さん
にもですね、主管課さんのほうから御周知いた
だくことを末永くお願いしまして、要望ですけ
れども、以上とさせていただきます。

○委員長（堀口 晃君） はい、わかりまし
た。ほか、ございませんか。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） この通知カードと個
人番号カード、要するに申請せぬでもこの通知
カードが代役も果たしていくわけでしょう。と

ということで、何かわかりにくかですよ。あえて申請して、またもう一回出すというところも何か結構周りの市民の方から、ようわからぬとたいなという話で、最初から個人番号カードが、じゃあその手間をですね、どうなのというのがあるとすけど。

例えばほら、申請制にして、何か拒否さす人はそこで申請しなくていいという猶予を与えてあるような気はせぬでもないんですが、これはもう実際の話、この通知カードも代役を果たすわけだけで、悪用しようと思えばこの通知カードでも悪用はできるわけですか。できるのかできないのか。

それと、申請もうはっきり言うた話、したほうがいいichūことでしょう。課長補佐、どうなんですか。

○市民課主幹兼課長補佐（福本桂三君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、福本課長補佐。

○市民課主幹兼課長補佐（福本桂三君） 通知カードにつきましては、個人番号を証明する書類としてのみしか利用はできません。個人番号カードを作成しますと、個人番号を証する書類としての利用、それと本人確認の際の公的な証明書としての利用、それともう一つですね、各種行政手続のオンライン申請、例えばe-Tax（イータックス）とか、そういった申請ですね。それともう一つありまして、個人番号カードをつくと八代市でも検討しておりますけれども、コンビニなどでの各種証明書の交付ができるという利点がございます。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 言わんとされるところはわかってですけど、もうちょっとわかりやすく、本当高齢者の方にですね、説明しやすく

しないと、もうよくわかつとるなら、例えば今e-Taxなんて話してもどうなんだろうというのもあるとですよ。

だけん、この個人番号の通知カードからそっちの番号カードにしたほうが、いろいろと手続はしやすいですよというのは言うても、なかなかそのメリット・デメリットをもう単純に明確なところでこうなんですよというところをしつかり周知されないと、なかなか進まぬとじゃないかなというのが実感としてあるので、そこは要望になりますけども、わかりやすい何か文言あたりを少し考えられて、また教えていただければと思います。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、それでは宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。一応要望ということでございましたけども、これまで私どもといたしましては、やっぱり少しわかりづらいということが聞こえておりましたので、この制度につきまして、広報やつしろを活用いたしまして、8月、9月、10月、11月ですね、毎月必ずマイナンバーを入れる記事のあきがあればですね、そこに入れさせていただいて、この制度の周知や、先ほど少しありましたけども、詐欺の注意喚起といったものをですね、記載をさせていただいております。

と、まちづくり出前講座、これのほうも今9月で4件、10月で3件、と11月になりました4件ということで、特に老人会とかですね、そういったところからの御要望をいただいておりますので、もしお知り合いのところがありましたらですね、出向きまして、説明のほうをさせていただいておりますので、このまちづくり出前講座のほうの御利用もですね、積極的に周知いただければ。役所に言うて、出前講座して

やらすけん、言うてんかと言っていたかと、はい、それで対応させていただきます。

それから、書類等につきましてはですね、8月と10月、全戸回覧でですね、このマイナンバーと通知カードと個人番号の違いなども一応周知はさせていただいてるところですけども、今の御指摘がございますので、また今後も繰り返しですね、このマイナンバーにつきましては通知と個人番号の違いなどをちょっと特集したものをですね、また機会を得て、機会あるごとにですね、周知のほうをやっていきたいというふうに思っておりますので、どうぞまた御指導のほう、よろしくお願いいたします。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 執行部が一生懸命、我々は市報見たりいろいろする中で、一生懸命周知しようとしよんなったり、頑張っておられるのはよくわかってはおります。

ただですね、活字載せて、理解の程度と、それとやっぱどうしても詐欺関係のやっぱり注意喚起しなる部分が余計あだになってですね、言いなる人たちは、もうがーん恐ろしかつば持っとならば、落としたときがもうむんな目遭うとげなてという、そっちに話が。

でもかといって、じゃ、注意喚起はせないかぬですよ。だから、そこが多分執行部も悩ましかところで、不安感をあおっているわけではないが、やっぱり注意書きはしないといけない。しかし、かえってそれがあだになって余計怖がって、で、いろんな詐欺関係の話が今ちまた、いろいろ出てる関係でですね、非常にやりにくいところもあると思いますが、引き続き頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ございませんか。

○委員（堀 徹男君） いいですか。

○委員長（堀口 晃君） 堀副委員長。

○委員（堀 徹男君） コンビニ交付をすることで、新しい機械を設置されるということですけど、セキュリティー対策は100%ですと言い切れる自信はございますか。

○市民課主幹兼課長補佐（福本桂三君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 福本市民課課長補佐。

○市民課主幹兼課長補佐（福本桂三君） はい。このコンビニ交付というのが全国規模でコンビニ交付制度は行っておりまして、地方公共団体情報システム機構というところですね、委託しまして、実際各コンビニとまた通じ合って、コンビニのキオスク端末から暗証番号と個人番号を利用して発行するというものです。

セキュリティーについては、市役所もですけども、当然地方公共団体情報システム機構もセキュリティーのほうを図っておりまして、全国の自治体ともセキュリティーのほうを図っておりまして、100%という断定はここではできませんけれども、セキュリティーの強化という部分につきましては、図っていると思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） 100%とは断定できないということでいいですか。

○市民課主幹兼課長補佐（福本桂三君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、福本市民課課長補佐。

○市民課主幹兼課長補佐（福本桂三君） はい。うちの八代市のシステムだけではございませんので、その辺はですね、何とも答えようがございません。

○委員（堀 徹男君） いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。利用される方ですね、個人の選択の範囲ではあると思うんですけど、やはりセキュリティーに対してですね、100%が提供できないっていうこともですね、やっぱり知っておくべきであろうということは、大事なんじゃないかなと思ったので、意見として言わせていただきました。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。この個人番号通知は、全市民に配られるということですよ。そうしましたら、これを個人番号カードに切りかえるということも、行政としては受け取られた方々全員に個人番号カードに切りかえてもらうことを希望していらっしゃるというふうに捉えてよろしいですか。

○市民環境部理事兼市民課長（松本貞喜君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 松本市民課課長。

○市民環境部理事兼市民課長（松本貞喜君） 先ほども言いましたように、コンビニ交付を後構えてますので、個人番号カードがないとそれはできないということで、お願いをしたいと考えております。お願い、これも強制ではありませんので、そこまではできないんですけど、できるだけお願いをしたいというふうに考えています。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。コンビニでの活用できるものというのは、それは一部というかな、ですね、全員の方がそうするとは限らないわけ

ですから、そこは別としてですね、例えば年寄りというか年配の方、おひとり暮らしの方で、そういう方が特にコンビニも使わないと、それでそういった交付するようなこともないだろうというようなことで、さして個人番号カードをつくる必要性もないというような考え方であっても、それは行政としては一向に構わないところでありますか。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。済みません、じゃあ企画政策課のほうで配付いたしました資料の11ページを済みません、見ていただけますでしょうか。

先ほど来説明していますとおり、この通知カードとですね、この番号カードの大きな違いというのは、番号カードと住民基本4情報が同一面で入っているか、それから顔写真まで入っているか、ここが大変大きな違いになります。

ですので、今の高齢者という御指摘ありましたけれども、高齢者になりますと運転免許証がですね、身分証明書がわりとして大変有効ですけれども、自主返納されたり期限が切れたりしますと、そういった顔写真つきのもので、公的な証明書というのは、この個人番号カードがあれば活用できます。

で、先ほど少し成り済ましの話もありましたけれども、通知カードこそですね、顔写真が入っておりませんので、果たして本当にその人のものなのかというところはあると思いますので、身分証明書がわりでも活用できるというところでいけばですね、個人カードのほうの利用を進めていただければとは思っております。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） 地方の方とかですね、

極端に言えばですね、いろんな状況の、いらっしゃると思うんですよね。そういう方々が、例えばひとり暮らしなさってて、こういう写真を撮りにいかなければならないというような状況の中で、果たしてそこがうまく、——まあできる人はいいんですけど、100%これをやっていかなければならないと、個人カードに変えていくふうに努力されると思うんですが、100%それまで必要性があるのかなと、本当に必要としない、使われない方にとってはですね。

だから、そこをどこまで、どこまでそれを追求してされるのかなと思うんですよ。どうですかね、そのところは。

○市民課主幹兼課長補佐（福本桂三君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、福本市民課課長補佐。

○市民課主幹兼課長補佐（福本桂三君） 今、前川議員がおっしゃる相談というのはいっぱいございます。高齢の方が窓口にお見えになって、電話口でも、これ絶対につくらなければならぬものなのかというお問い合わせが物すごく多いです。

その中で私たちがお答えしてるのは、今すぐ必要じゃないならば、つくらなくても結構ですよ。ただ、通知カードは大事にとっておいてください、大事に保管しておいてくださいという御説明をしております。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） わかりました。

で、通知カードを持っててくださいというような状況の中で、高齢者の方がひとり暮らしでしたらですよ、どこにやったかわからないということもあり得るわけですね。そういったことで、役所の中でも通知というのと本人の戸籍とあわせて保管するということがあります

か。

○市民課主幹兼課長補佐（福本桂三君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、福本市民課課長補佐。

○市民課主幹兼課長補佐（福本桂三君） はい。もし、仮に通知カードをどこにやったかわからないということでありましたら、住民票の写しにですね、御本人が申請して御本人が希望されれば、個人番号というのが記載されるようになっております。

もし仮にそれがどこに行ったかわからないということであれば、窓口にて申請していただければ、番号のほうをつけた住民票のほうを交付します。

以上です。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） わかりました。はい。今、お伺いして本当にわかったんですけども、これを広報紙あたりにも載せていかれるということですけども、見られれば一番いいことですが、読まれたりとかすればですね、そういうことがやっぱり可能性がないのが高齢者の方々ではないかなと思います。で、今言ったような場合を想定するのも高齢者の方々ではないかなと思います。

そういったことで、今必要でない高齢者の方々であっても、いずれは必要になるかもしれない、そしていずれはそのような状況の中でわかってなくなるかもしれないというような高齢者の方々を対象として、どこかではやはり説明を聞けるような場が必要じゃないかなと思いますので、そこは今後模索しながら検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）についてを終了いたします。

ここで、しばらく休憩いたします。3時5分まで休憩をいたします。

（午後2時58分 休憩）

（午後3時06分 開議）

○委員長（堀口 晃君） それでは、休憩前に引き続き、総務委員会を再開いたします。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（新庁舎建設の進捗状況にいて）

○委員長（堀口 晃君） 次に、新庁舎建設の進捗状況について、説明願います。

○財務部長（岩本博文君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） 岩本財務部長。

○財務部長（岩本博文君） こんにちは。
（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財務部の岩本でございます。

新庁舎建設の進捗状況につきましては、これまで総務委員会、それから全員協議会で随時説明をさせていただいております。

それで、きょうはこれまでどういうことをしてきたかということを簡潔に、こういう事項的に説明させていただきまして、その後新たに事務を進めてる分もありますので、その分についてまた担当のほうに詳細に説明をさせていただきます。

担当は、所管課が財政課でございますので、財政課より説明をいたさせます。よろしくお願いいたします。

○財政課長（佐藤圭太君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。皆さんこんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財政

課長、佐藤でございます。

それでは、新庁舎建設の進捗状況につきまして、新庁舎建設を担当しております谷脇財政課主幹のほうから説明いたさせます。よろしくお願いいたします。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、谷脇財政課主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。谷脇でございます。よろしくお願いいたします。

本日、お手元のほうにはちょっとひもでつづりました分厚い資料が届いておりますかと思いますが、ひものほうを一回解いていただきまして、中身のほうを説明させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

表紙でございますが、表紙のほうで1番から15番まで振っております。で、10番、11番、13番、14番、こちらのほう、四角く囲んでおりますが、こちらは今回、総務委員会におきまして始めて御報告いたします分でございます。

では、1番目のほうから簡潔に申し上げたいと思います。

まず、資料の1番でございます。上のほうに平成27年11月16日総務委員会所管事務調査資料1と書いてございますが、こちらは平成26年11月中に地域審議会のほうに諮問しました資料でございます。

このときは、新しい新庁舎の建設候補地につきまして、地域審議会のほうで議論していただきまして答申をいただいたところでございます。この説明の中に、下のほう、下の図の上ですけれども、財政計画上78億円を予定している新庁舎建設費を、合併特例債というものと比較しますと、44億円の市民負担の軽減につながるということでお話しいたしましたところでご

ざいます。

裏面でございますが、こちらは新庁舎建設にかかります市町村合併、平成16年度中の協議のことについて記載しております。四角の中の2番目ですが、庁舎の方式は現八代市役所を本庁とする本庁方式とし、現在の坂本村、千丁町、鏡町、東陽村及び泉村のそれぞれの役場に支所を置くというふうに決定されましたよということ。それと新しい場所につきましては、八代市役所、千丁町役場及び八代インターチェンジの3カ所を頂点とする三角形のエリアを目安とするということで御説明をさせていただいたところでございます。

それで、最終的に一番最後のページになりますが、地域審議会のほうから本庁の北側東高グラウンド跡地を含む現在の市役所敷地がいいということで、合計23ポイントとりまして1位になりました。そのことを受けて、市議会総務委員会のほうに御報告いたしました。

続きまして、資料2でございますが、資料2は当時、商工会議所、経済開発同友会、青年会議所など、経済3団体ほかから要望書をいただいております。こちらにつきましては、中心市街地のことを考え、新庁舎は中心市街地をお願いしたいというような要望でございました。

続きまして、資料3でございます。こちらは、27年6月15日の全員協議会に提出しました資料でございます。そのときは、皆様方にはDVDを約この分で20分ほど見ていただいたかと思います。そのときの資料でございまして、この中で平成21年度の耐震診断の結果、現調査に補強を行い継続的に使用するより、建てかえを行うことが妥当であるという耐震診断結果を受けたということ、その他もろもろのことをこの中で御説明させていただきました。

続きまして、資料4番でございます。同じく、27年6月15日の全員協議会の資料でございます。こちらは、現在の八代市役所の庁舎

の基本構想につきまして、考え方につきまして、改めて御説明させていただきました。

今申しましたこの2つのDVDの分につきましては、その説明が終わりました後、市役所のホームページのほうに掲載させていただいております。

続きまして、資料5でございます。資料5は、27年7月27日全員協議会でお配りした資料でございます。事前に各議員さん方から質問を受けまして、それを一つにまとめて報告させていただきました。

2ページ、3ページにまたがっておりますが、費用の件ですけれども、財政計画を策定する上で建設費用の概算が必要であったため、他市の事例を参考に、当時の本市職員数に面積を掛けた計算で78億円を財政計画の中で示したというお話、また財政計画上の積算に伴ったもので、床面積や職員数は絶対的なものではなく、執務空間のとり方や附帯施設により大きく変化する、また職員数は本庁方式とした場合の職員数を踏まえて基本構想の中で策定を行うものですということを説明させていただいております。

この中には、あと合併特例債についても質問がありまして、その件につきましては4ページの右側でございますが、平成24年6月27日に施行されました東日本大震災に伴います分で合併特例債の期間が伸びたという御説明もさせていただいております。

ずっとそういうことで記載しておりますが、この中で、議員さんのお名前を省きましたものにつきましては、もう既にホームページのほうでQ&Aということで挙げさせていただいております。よろしいでしょうか。

続きまして、資料6になります。平成27年8月18日の総務委員会に提出しましたものでして、八代市新庁舎建設市民検討委員会の名簿でございます。こちらのほうで、学識経験者そ

れから公共団体の役員または職員、そして公募による市民によりまして、この14名の方々に現在、基本構想につきまして検討をしていただいております。

続きまして、資料7でございます。平成27年9月の総務委員会で提出しました資料でございます。第1回市民検討委員会の報告書でございます。この中で、意見としまして、千丁や鏡の活用を検討すべきとか、市民の財産を保管しているため建てかえは必要である、また、建てかえるなら今しかないといった御意見などをいただいております。

また、2ページ目になりますが、中段にぎわいの部分では、1階に市民に開放された空間が欲しいとか、新庁舎の議会棟についてという部分では、議場やホールを多目的に使うべきなど、いろいろな意見をいただきまして、そちらのほうをまとめさせていただきました。

右側のページは、市民検討委員会によりまして会議風景と、庁内の体験しているときの写真でございます。

続きまして、資料8の説明をさせていただきます。

資料8は、27年9月17日総務委員会に提出しました資料で、そのときの市民検討委員会の皆様方からいただきました質問等について、改めてその委員の皆様方にお返ししました手紙でございます。

内容としましては、各支所につきましては、地域づくりの拠点や防災体制の拠点として役割を担っていく必要があるというふうに考えておりますということ、また現在、本庁舎が手狭になり、一時的に教育委員会が千丁支所に移っておりますが、本庁に転入転出にいられても、子供の件で学校へ相談があるときは、千丁支所まで足を運んでもらっている状態ですというふうなことをこの中でお答えさせていただいております。

また、裏面になりますけれども、県内では合志市が平成の大合併の際、分庁方式を採用しましたが、最近になって本庁方式に切りかえているのは、市民が用件に合わせて支所を回らなければならないという市民サービスに不便をかけているというのが大きな要因となっていますということで、今現在の本庁方式、分庁方式について御説明させていただいたところでございます。

また、その次の資料9でございますが、A3判でございます。こちら、その手紙と一緒に添付させていただきました。分庁方式はこういうふうですよ、本庁方式はこんな感じですよということを図式にして、書かせていただいております。

それでは、資料10になります。資料10から今回新規の資料となります。資料10は、第2回10月27日に行いました、第2回市民検討委員会で、検討委員の皆様方に検討していただいた資料でございます。

こちらは、第1回の市民検討委員会で出しました意見等をまとめまして、こちらのほうで整理しましたものを事前に見ていただき、その分についての意見を聴取いたしております。

しょっぱなでございますが、1ページの一番左上、緑の帯では、新庁舎の課題と書いておりますが、こちらは現庁舎の課題で、しょっぱなから済みません、間違っておりました。（「だろうと思った」と呼ぶ者あり）

で、あと、中身につきましては今現在の庁舎の状況、震度6から7の地震で倒壊または崩壊する可能性があること、また2ページ目になりますと、情報発信とか市民交流スペースがないという部分、それと今後のまちづくりの一環として、中心部のにぎわいの滞留拠点としての空間・景観づくりが求められているということ、そういうことを含めまして、3ページになりますが、新たな庁舎の整備が必要という話の展開を

させていただいております。

4 ページ、5 ページにつきましては、八代市の上位計画の中に入ります新庁舎についての関連する部分について整理させていただきました。

続きまして、6 ページ以降でございますが、こちらは庁舎の理念、基本方針について検討いたしております。6 ページの中段、市民にやさしい庁舎ということで、ワンストップとかそういうことに対しての表現と、自由に、——右側7 ページですが、変化に対応できる庁舎ということで、フレキシブルにそのときの使い方によって、状況によって庁舎の使い方を変えることができるというふうなのを基本方針としましょうということを出しております。

また、安全・安心な庁舎ということで、いざ災害発生時には、この自衛隊や日赤、消防などが詰めれるような場所があり、そして災害対策本部が動ける、そういう状態を創出する必要があるということを書いております。

8 ページ、9 ページになりますが、環境にやさしい庁舎ということで、光や風や緑を有効に使って、庁舎のほうの省エネ化を図ると、そういったことをうたっております。

そして、下のほうですが、交流の拠点となる庁舎ということで、先ほど申しました滞留拠点としての庁舎を目指すということ、それと9 ページになりますが、歴史や景観に調和した庁舎ということを出しております。

10 ページになりますが、10 ページでは議会棟についての検討が出されております。議場の配置でございますが、絵が2 つ上位に並んでおります。上のほうは、現在の八代市役所と余り変わりませんが、ひな壇タイプになっておりまして、それによります議員のエリアと市民のエリア、その辺のセキュリティーの問題、またフラットにすることによって多様に使えるというようなこと、その辺のことも出しております。

す。

こちらの考え方としましては、議会利用者の構成や変動、また市民開放や災害発生時にも対応可能な柔軟性のある議会棟を目指しますということしております。

そして11 ページになります。

先ほど企画政策課の話とも重複いたしますが、新庁舎の規模でございます。職員数の想定というところで、八代市の人口ビジョンそちらのほうで2040年に10万2300人、2060年に8万6900人ということで将来展望を示しております。それによりまして、職員数は減少する傾向も可能性もありますが、多様な市民ニーズへの対応のため、一概に連動するとも言いがたいということ、そして国・県からの権限委譲に伴い市の業務量が増加傾向にあること、また仮に将来職員数の減を見込んで庁舎規模を計画した場合、当面は狭くて余裕のない執務空間となることが懸念される、そのことによりまして、効率や生産性の低下を招き、利便性を損ねることが懸念されると、逆に標準的な職員数による規模とすれば、職員が減った場合、市民サービスの施設など多様に転用できる柔軟性を持たせる計画のほうが現実的であるということでもまとめさせていただきました。

現在の八代市役所、本庁の部分が職員数、市長以下合計799人ということで整理しております。

12 ページになりますが、その799人というのを総務省の起債対象、要は借金を起こす際の算定基準で計算いたしますと、おおむねその分だけで議員数32人を含めまして2万1152平米ということになりました。それに、付加機能としまして防災拠点の機能でありましたり、多目的スペース、市政の情報コーナー、正副議長室に議員図書館など、あとワンストップサービスの窓口などを足しますと、大体2万3500平米ぐらいになるのではなかろうかとい

う大まかな試算でございます。

13ページでございますが、八代市と人口規模や産業構造が似ております自治体を参考に、庁舎の規模を拾わせていただきました。愛知県の小牧市、山口県岩国市、このように人口が14万7000人で職員が687人だったら、1700平米ですとか、岩国市でしたら14万3000人の人口に対し、職員755人で2万4328平米というふうな事例を出しております。

これからいきますと、八代市の場合、人口13万2266人で職員数799人、2万3500平米ということで、1人当たりの平均面積が29.41平米となりまして、事例に挙げております平均が29.0平米ですので、ちょっと0.4平米ほど多いという形で試算が出されたところでございます。

以上が、今回第2回の市民検討委員会で説明させていただきました原稿です。

これを受けまして、市民検討委員会のほうからの御意見、御質問等いただいたのが、資料11でございます。黄色いマーカーで塗っておりますところを中心に御説明させていただきます。

こちらが市民検討委員会からの報告書で、市民検討委員会からの総括意見としまして、四角く囲んでおりますが、職員の庁舎ではなく、市民の庁舎である、だからこそ市民のための市民にやさしい庁舎を念頭に置き基本構想をまとめてもらいたいという御意見をいただきました。

ただいま説明しました資料10の中身から見まして、来庁する市民の使い方やバリアフリー、市民協働など、ぼやっとしたきれいな言葉で濁すのではなく、中身がある内容で表現していただきたいということでございました。

次に、主な質疑でございますが、ソーラーシステムの考え方はあるのかという質問に対しましては、イニシャルコスト及び廃棄するときの

コストなどを考えた上で検討していきたいということ、あとその下の黄色いマーカーでございますが、今現在の庁舎が1万1518平米でありますことから、2万3000平米ということは約倍になると思いますが、それでも市民への空間は必要だと思いと、現状は狭過ぎると認識しているとの御意見をいただきました。

続きまして、2ページ目でございます。

2ページ目の黄色いマーカーの部分でございますが、こちら御意見でございました。職員数が将来的にどうなっていくのかというのは予想が難しく、行政のあり方が国・県・市の中でどういった形になっていくのか多分誰もわからない。例えば、最近は出ていないが道州制がまた出てきた場合は県がなくなっていき、市町村の職員はふえるかもしれない。だから、行政の形がどうなっていくのか、今議論してもなかなか難しいので、今のところで想定される範囲内の数字で規模決定をしていかなければ仕方ないと思う。ただ、庁舎自体は基本的には職員の庁舎ではなく市民の庁舎なので、いろんな使い方ができるような形の庁舎をつくれればよい。要するに、執務空間が余ってくれば、市民がその中に入っていけるような庁舎の利用の仕方もある。フレキシブルに対応できる施設をつくるということが先が見えないことからこそ、50年、100年先をどう見るかということだと思うということでございました。

また、質問のほうでも、本庁方式と分庁方式は、本庁方式でいくということが決定ならば、意見を言うとかの話ではなく、そこは議論するところではないと理解してよいのかという質問がございまして、一応本市としましては、本庁方式でいきますということで御説明させていただいております。

また、マーカーは塗っておりませんが、球磨川が氾濫するとつかると思うという御意見、現在の庁舎が電気や機械が全て地下にあるという

ことを懸念した意見もございました。

そして、右側のページでございますが、黄色いマーカー部分です。災害時のデータ保全に重点を置いたという、こういう表現が先ほどの資料10にはございましたが、それは当たり前のことであり、災害時でもデータの運用ができなければならないんだよという御意見もございました。

また、下のほうになりますが、現庁舎は案内板が充実しておらず、職員に場所を聞かないとわからないときがあるので、新庁舎はぱっとわかる案内板を設置してほしい。

それを受けての御意見で、当然案内は充実させてもらいたいと、これからは高齢者の方々もふえてくるんだということでございました。

また、その下でございますが、福祉事務所にプライバシーを確保する空間がなく、今後つくるのであれば、市民が気軽に使えるブースが欲しいということでございました。

そして、4ページになります。

4ページでも御意見ございまして、本庁方式で建設するなら、市民の方は全部本庁に来れることになる。これから高齢化社会になるに当たり、公共交通のあり方の中で特にバスが重要になってくる。今は敷地内に制限があるので、道路側のバス停で対応しているが、できれば敷地内にバスが入り込めるような動線はつくってほしいほうがよいと思われる。

また、新庁舎の横にバスターミナルができればそれが一番いいと思うが、交通事業者との関係もあるので、簡単にはいかないと思う。今は夏の暑いときや冬の寒いとき、雨のときなど、風よけもない道路側のバス停で対応しているので、優しい庁舎としてそういったところまで配慮してほしいという御意見がございました。

そして、右側のページ、マーカーは塗ってありませんけども、要は庁舎の使い方としまして、八代でもマルシェややっちょろやっ隊など、

頑張っている人たちにデパ地下みたいに出店させ、個人経営者をたくさん入れて泉や東陽などの地産地消として販売するスペースを設けてもらおうと主婦も助かりますし市役所にもぎわうと思うという、そういう意見がございました。

最後のページになります。

上のほうでございますが、やさしい言葉は非常にきれいではあるが、その中身のあるやさしさにしてほしい。また、市民への情報発信としまして、市民の皆さんに関心を持ってもらうために、市民に庁舎外観のイメージを一回募集してはどうかという御意見がございました。内部で検討してみたいというふうにお答えしております。

また、会議の検討のプロセスも、必要に応じて市民に情報発信することで、情報の共有化を図って市民と一体になって庁舎をつくることになるので、ある程度集約できたら何らかの形で発信してほしい。市民の税金で建てる庁舎だからこそ、検討の内容や状況を市民にオープンにしてほしいというような御意見がございました。

以上が資料11番の説明でございます。

続きまして、資料12番は、こちらも前回8月18日の総務委員会に提出しました中学生によりますワークショップの結果でございます。あとで御一読いただきますと助かります。

次、資料13番、こちらも今回初めてお出しするものでございます。こちらは、庁舎建設のための庁内検討専門部会、4つほど新たに立ち上げまして、まず1つ目がこの窓口検討専門部会でございます。こちらのほうの会議で出しました内容を記載しております。

窓口案内につきましては、福祉事務所から国保や市民税が見渡せないで、庁舎を案内しづらいという今現在の現状でありましたりとか、会計課と市金庫の違いがわかるよう表示をわかりやすくしたほうがよいとか、プライバシーに

つきましては、滞納の常習者につきましては個人の細かいことまで話すものですから、オープン過ぎて今は話せないという困った内容、それと高齢者の虐待など、カウンターでの相談ができない事案のための面談室が欲しいという、そういう御意見がございました。

また、キッズスペースや子供を遊ばせるスペースがあればと。授乳室もないため、その辺も配慮してほしいという御意見がございました。

2ページ目に行きますと、文書管理検討専門部会、中段でございますが、こちらの検討もいたしております。

右側のページになりますが、改善策としまして、文書の保存年度の見直し、また永年文書の見直しというのを検討いたしておるところです。つきましては、11月中に各課に保管文書での照会をかけるということで現在準備中でございます。

その下、中断でございますが、IT関連検討専門部会としまして、IT関連の検討をいたしております。1ページめくっていただきますと、課題としましてネットワークの効率化の問題、モバイル等の無線LANの対応などの問題がございまして、解決策としましていろいろと検討いたしておるところでございます。

続きまして、6ページでございます。

4つ目の専門部会が敷地内有効活用検討専門部会といたしまして、関係する各課の課長補佐から係長で構成いたしております。

内容としましては、駐車場につきましては、駐車場は職員を含め有料化が望ましいと思うとか、駐車場を確保するために建築面積を下げて容積率を上げて庁舎を高層化したほうがよいというような意見もございました。

また、右側のページ、金が稼げる建物がいいんじゃないだろうかとかございます。

バスにつきましては、バス路線は2カ月間あれば変更はできるので、今のバス停にこだわる

必要はないということで御議論いただいたところでございます。

最後のページでございますが、第2回の検討委員会の様子を写真に写しておりますが、内容は整理でき次第、またこちらのほうに御報告したいと考えております。

そして、資料14に入っておりますでしょうか。資料14でございます。こちらは、本庁、今現在の庁舎の5階や4階、3階などを切り取った場合、そうすれば耐震補強しなくても耐震性を上げれるんじゃないかということについての検討をいたした結果でございます。

こちらは、最終的にわかりましたことは、地価と1階だけの平屋であれば何もしなくても耐震は十分だということがわかりました。それが①番でございます、表の。

で、表の②番の書き方は、1階のほうのY方向にNG、X軸もNGでございますが、要はこれは3階、4階、5階と塔屋を切ってしまった場合どうかということで、1階と地下にそれぞれ耐震強度がないということがわかりました。

③番目につきましては、1階、2階を残しますが、当然それぞれに耐震補強、執務空間になるだけ維持できる形での耐震補強した場合どうかということでしてみました。が、括弧書きで書いておりますが、1階、2階の補強を地下で受けとめることができないため、地下のY方向に耐震強度がないことがわかりました。

④番目は、1階、2階、3階を残した場合どうかということで、耐震補強しましても2階、1階、地下にそれぞれ耐震強度がないということがわかったという資料でございます。

2ページ目以降は、それぞれの解体する場合はこれだけになりますよという図面、下のほうは耐震補強する場合には、赤と青で記載しております。

4ページ、5ページでございますが、それぞれ赤いところには耐震補強の壁が入り、青いと

ころにはブレースが入るというふうにしてみました
が、結果的にNGが出たということで出して
おります。

もう一枚ございますが、もう一枚の1枚物で
ございますが、こちらは最初、総務委員会のほ
うで耐震補強した場合こうなりますということ
で説明したときのやつを参考までにつけさせて
いただきました。

そして、その次がA3判の1枚物ですが、平
成27年度、今年度の新庁舎建設準備室のスケ
ジュールを書かせていただいております。今現
在、赤く塗っております部分が、既に完了した
部分などでございます。

今後は、委員会あたりでの説明・報告と、あ
と意見をいただきながら、最終的に12月に基
本構想の案をつくりまして、そちらでまた議会
等にもんでいただき、2月ぐらいにパブリック
コメントで市民の方々からの御意見をいただ
こうというふうに考えております。

そして、この資料の番号に載っておりません
けども、一番最後に1枚物がございます。こち
らは上のほうに平成27年11月19日木曜日
と書いてありまして、未来日でございますが、
今度市政協力員の勉強会がございましてそう
いう中でも新庁舎につきまして現状や課題、そ
して今現在やっておりますことなどをですね、説
明してまいりたいと思ひまして、この資料を今
回お出しして、19日に開催されます市政協力
員協議会の中で説明いたしたいということであ
つてつけさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、大変お疲れさ
までした。

ただいま御説明が終わりました。何か、質
疑、御意見はございませんか。

○委員（亀田英雄君） ちょっとよかですか、
確認でいいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 一番初めのところで
ですね、特例債を使用するためのという話があ
ったですね。で、特例債を使用することで、4
5%市民に利益が生じるとか云々とかで話のあ
ったでしょう。

○委員長（堀口 晃君） ちょっと待ってくだ
さい、1ページですね。

○委員（亀田英雄君） 資料1ですね。

○委員長（堀口 晃君） 資料1の1ページ。

○委員（亀田英雄君） 今まで財政がいろんな
場面で説明してきていたような内容と、何かこ
う一転した表現になつるとに非常に違和感を
覚えてびっくりしたんですが、それならばなぜ
合併特例債を満額使用されないのかで逆に思う
ですたいね。そんな表現になれば。補助金45
%それだけ得するという話なら、つくらんがよ
かですばい。そげんした見解じゃなかったでし
ょう、今まで財政の見解は。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博
君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、谷脇財政課主
幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博
君） はい。私の説明がちょっときょうは駆け
足で説明させていただきまして、本当に一番伝
えたかったのは、築後42年経過しているとい
うことと老朽化、それと耐震指数でありますI
s値が建てかえの基準であります0.3を下回
った0.18から0.4しかないということ、そ
れを一番の理由とさせていただいております。

ただ、この中で試算ということで合併特例債
を使えば、元利償還金、返済金の70%を交付
税が見てくれるということで、その分を考えま
すと、合併特例債ならば約44億2000万ほ
ど計算上は市民の負担が軽減されますという説
明させていただきました。

で、市町村合併する際の多分お話かと思いま
す。市町村合併する際、本市は400億ほど合

併特例債が使えるという試算が出ておりました。ですが、実際新市建設計画の中では200億を切った160億ぐらいでたしか財政計画をつくりましたが、そちらにつきましては最終的に起債の償還を考えますと、たくさん借金すればその分の償還がやっば上がってきますので、交付税措置されたところで交付税措置と、交付税措置によってそれだけ全部が全部交付税がふえるというわけではないということから、落としているところでございます。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） よくわからぬですが、財政が事業課になれば、こんなにも何かこうスタンスが変わったかというとは非常に残念でならぬとですよ。

で、きょうは所管事務ですけん、聞きおく程度という委員長の説明やったけん、あんまり深くはいかぬとですよ、八代も合併してから過疎債が使われるようになったでしょうが。で、過疎債と特例債のどんくらい違うかというとは、ちょっとざっとでよかですけん。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、谷脇財政課主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。過疎債はたしか事業費に対してしましで充当率が100%、で、合併特例債は事業費に対して充当率が95%、ですから1億の事業をすれば1億円借りれるのか9500万しか借れないのかの違いがあります。

ただ、交付税措置はそれぞれ70%の交付税措置がありますので、使い勝手は同じです。ただ、たしか合併して何年間かは八代市も過疎債が使えましたが、みなし過疎ということで使えましたが、今はたしか旧過疎地域しか過疎債は使えないんじゃないかったかというふうに認識し

ております。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 詳しく話はまた教えてください、後で。

で、分庁方式に決定しているという話だったんですが、その決定したときは、——合併のときの話ですね、この話は。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 谷脇財政課主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。合併のときもその方式でということで、それぞれの市町村長の約束といいますか、了解を得たところでございます。でもその後、庁舎建設プロジェクトチームあたりで庁内で検討いたしました結果、市民の利便性でありましたり、考えますと、本庁方式がよいということで、本庁方式で今回平成26年度の当初予算にその話をしながら、基金のほうの予算をお願いしたところでございます。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） その決定と度合いがちょっと、ニュアンスの違うとだろーと思うとですよ。で、資料14の検討された意味です。結局、本庁方式でいくと言いながら、解体してというところに、これは検討された意味は、分庁もやっぱり視野にあつとかなと。こんの、検討された意味というとは、議会から言われたけんで話でしょうばってんが、言われても分庁は検討せぬとなら検討する意味なかと思うとですよ、この検討の意味を教えてください。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、谷脇財政課主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博

君) はい。分庁方式を検討するための素材としてしたわけではございませんで、自分の家だった場合には、もしも自分の家をもしも改築せないかぬならば、使えるところは使うんじゃないのというところの考え方から、使えるところはどこかということで検討しましたのがこちらでございます。

○委員長(堀口 晃君) よろしいですか。

○委員(亀田英雄君) よかです、きょうはさりと。

○委員長(堀口 晃君) はい。ほか、ございませんか。

○委員(成松由紀夫君) はい。

○委員長(堀口 晃君) はい、成松委員。

○委員(成松由紀夫君) 単純に合併特例債の期限から考えると、マックスどれぐらいまで検討しなきゃいけないのかが1点。それと、資料5の全協のこの質問のやつを公表された部分が、議員名を外してということだったんですけど、それは何でかなと。2点。

○財政課主幹(新庁舎建設担当)(谷脇信博君) はい。

○委員長(堀口 晃君) はい、谷脇財政課主幹。

○財政課主幹(新庁舎建設担当)(谷脇信博君) はい。済みません、1点目が。

○委員長(堀口 晃君) 1点目が。(「合併特例債」と呼ぶ者あり)

○財政課主幹(新庁舎建設担当)(谷脇信博君) ああ、合併特例債をということでございますが、資料のですね、1番目の資料、さっき問題になりましたが、そこの資料の中で、3ページ目にこちらのほうの計画をつくっております。

で、この計画は何を指しておりますかといいますと、要は平成32年まで、先ほど申しました平成26年度に、平成26年たしか6月だったと思います、東日本大震災におけます特例

で、合併特例債を5年間延長することができるというふうになり、八代市の場合は平成27年で合併特例債が終わるところが、5年間伸びて32年までとれるようになったということでございます。

ですから、その期間をうまく利用すればその交付税、特例債や交付税というのを活用することができるということで、こういうスケジュールを立てさせていただきました。

と、済みません、2つ目が。

○委員長(堀口 晃君) 全員協議会の名前を伏せて。

○財政課主幹(新庁舎建設担当)(谷脇信博君) 名前なんですが、全員協議会でいただきました御質問に対して、私どものほうで御回答させていただきました。で、名前をあえて外しておりますのは、議員さん方からもいただいておりますが、市民の方からも幾つか御意見とか質問をいただいておりまして、その辺も含めまして一連として出しております。

ですから、どなたが聞かれたじゃなくて、何を聞かれたかに対してどう答えたかだけに特化してインターネットでは出しております。

以上です。

○委員(成松由紀夫君) はい。

○委員長(堀口 晃君) はい、成松委員。

○委員(成松由紀夫君) 市民の方の御意見、議会の御意見というのはすみ分けはしてなくて、もうこういう指摘を受けましたということですか。

○財政課主幹(新庁舎建設担当)(谷脇信博君) はい。

○委員長(堀口 晃君) 谷脇財政課主幹。

○財政課主幹(新庁舎建設担当)(谷脇信博君) はい、議員と市民のすみ分けはいたしております。あくまでも質問と回答という形でさせていただきます。

○委員(成松由紀夫君) はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） そこはですね、議会からこういう指摘があつてるとするのは、公表されとってもよかと思うとですよ。やっぱそこは市報なり何なり、いろいろ議会だよりも配つてゐるわけだから、あんまり何かそこを変なふうに憶測を呼ぶよりも、あっさりやられたらどうかなのと、一番大事なのはこの合併特例債、これが27が32ということで逆算すれば、要は5年だから28年ですよ。28年というところの考えの中で、やっぱり総務委員会でどうなんだろうとか、今までの代表者会議、議運等でもんできた経緯はあるんですけども、28年過ぎてしまえば、このさっきの3ページのこのフローからいっても限りなく難しい話になってくるというのがあるんじゃないかなというのもあるんで、やっぱりどっちにしろ今後また運営の、議運であつたりいろんなところで話がですね、出てくるんではあるんでしょうが、その中でもやはり総務委員会というのはやっぱり重要なそういったところはしっかり検討していくべき委員会であるので、情報提供にしても何にしても、しっかりとやりながら、合併特例債使わぬで建てちゅうのは、私は個人的にはまず不可能じゃないかなというふうに考えてるので、やはりそこはしっかりまた情報を共有しながら、頑張ってお互いやっていかないかぬなというふうに思うとります。これも意見です。

○委員長（堀口 晃君） はい、よろしいですね。ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、新庁舎建設の進捗状況についてを終了いたします。ありがとうございます。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（執行部 退席）

○委員長（堀口 晃君） そのほか、当委員会

の所管事務調査について、何かございませんか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） 1点だけ、時間があれば。

総務委員会における管外視察の時期の検討等について、きょうしたほうがいいのかどうかも含めてですね、はい、できれば。

○委員長（堀口 晃君） ただいま堀委員のほうから、本委員会の管外行政視察についての御意見が出ましたが、いかがいたしましょうか。まずは、行くか行かないかというところからお話を聞かせていただければと思いますけども。行くとしたら何日かというような。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） それ、常任でよくないですか。行くことを前提で。行くか決めなんですか。

○委員長（堀口 晃君） 私のほうからよかですか。実はですね、3月までということになりますと、12月の10日が常任委員会という状況で、そこで話をしてしまうとですね、1月、2月という状況の中において、視察先の受け入れが非常に難しいという、で、もう3月議会が2月の半ばぐらいから恐らく始まるんであろうということになると、どうしても2月という、もしくは1月の終わりというふうな日程になるのかなというふうに思いますので、きょう行くというふうにお決めいただければ、その後日程はいつごろというところまでですね、していただければですね、あと行く場所についてまた後日でも私は構わないというふうに思っておりますが。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 行くことを前提に、委

員長と副委員長で検討してもらえばよかですばってん。

○委員長（堀口 晃君） それでよろしゅうございますか。（「一任します」と呼ぶ者あり）行くことを前提。

○委員（中村和美君） いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） できれば、まあ7万幾らぐらいでしょう。

○委員長（堀口 晃君） 7万5000円、はい。

○委員（中村和美君） 行くことを前提にして、1月の、私の個人的には1月の終わりか2月の初めぐらいにできたらいいと思います。（「そんならい」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 一応ですね、こちらのほうでそういう話が出るかなと思って、1月、2月のですね、カレンダーをちょっと準備させていただいてます。5分もとりませんので、しばらく、——ちょっと配っていただいていいですか。（「小会して話さなくていいんですか」と呼ぶ者あり）そうですね。

それではしばらく小会いたします。

（午後3時49分 小会）

（午後3時51分 本会）

○委員長（堀口 晃君） 本会に戻します。

行政視察の日程につきましては、来年平成28年の1月の28日から、——ごめんなさい、26、27、28、29の間で視察の日程を検討するということに決定させていただきたいと思います。視察先については、委員長、副委員長に一任をさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

（「委員長一任」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 日程及び視察先が決まり次第、議長宛てに派遣承認要求の手続きをとらせていただきたいと思います。これに異議

ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） はい。異議なしと認め、そのように決しました。

ほか、ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） はい。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、総務委員会を散会いたします。

（午後3時52分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成27年11月16日

総務委員会

委員長